

郡山市

# いのち支える行動計画

(2019年度～2025年度)



誰一人  
自殺に追い込まれる  
ことのないまち  
こおりやま を目指して

# はじめに

2006(平成18)年10月に自殺対策基本法(平成18年法律第85号)が施行され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として認識されるようになりました。国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数は減少傾向にあります。依然として毎年2万人を超える方が自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれています。

このような中、2016(平成28)年4月に自殺対策基本法が改正され、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として実施されるべきとことが基本理念として明記されるとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

本市の自殺対策の取り組みとしては、ゲートキーパー養成研修会や自殺予防講演会を開催するほか、精神科医や精神保健福祉士等による相談、各種事業を実施するとともに2014(平成26)年11月にWHO(世界保健機関)が推奨する安全・安心なまちづくりを分野横断的に進めるセーフコミュニティの取組宣言を行い、自殺予防に市民、団体、行政が連携・協働し取り組みを進めております。

2017(平成29)年に「郡山市自殺対策基本条例」を制定し、「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指し、「生きることの支援」に関連する各種事業を実施するため、現在実施している事業の活用により「郡山市いのち支える行動計画」を策定し、「生きることの包括的な支援」をさらに推進してまいります。

2019(平成31)年3月

郡山市

# 目 次

## 第 1 章 いのち支える行動計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の目指すもの	2
5 計画の数値目標	2

## 第 2 章 郡山市の自殺の現状

1 郡山市の自殺の現状把握について	3
2 郡山市の自殺の特徴	4
3 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移	8
4 郡山市の自殺者の男女別割合	8
5 郡山市の自殺死亡率の推移	9
6 郡山市の自殺者の年代別割合	10
7 郡山市の自殺者の職業別割合	11
8 郡山市の原因・動機別割合	11
9 郡山市の年代別死因順位	12

## 第 3 章 自殺対策の取り組み

1 基本方針	13
(1) 生きることの包括的な支援の推進	13
(2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開	13
(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動	14
(4) 実践と啓発を両輪として推進	15
(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進	16
2 施策の体系	17
(1) 自殺対策に関する法令等の体系図	17
(2) 関係法令及び郡山市いのち支える行動計画の概要	17
3 5つの基本施策及び4つの重点施策	19
基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	20
(1) セーフコミュニティをはじめとした地域における連携・ネットワークの強化	20
(2) 庁内における連携・ネットワークの強化	21
(3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化	22

基本施策 2	自殺対策を支える人材の育成	23
(1)	様々な職種を対象とする研修の実施	23
(2)	市民を対象とする研修の実施	24
基本施策 3	市民への周知啓発	26
(1)	こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及	26
(2)	メディアを活用した周知啓発活動	28
基本施策 4	生きることの促進要因への支援	29
(1)	居場所・生きがいづくり	29
(2)	相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援	31
(3)	妊産婦・子育てをしている保護者等への支援の充実	34
(4)	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により精神的負担を抱えている方への支援	36
基本施策 5	子どものSOS・若者の生きることの包括的な支援	37
(1)	SOSの出し方に関する教育の実施	37
(2)	SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化	38
(3)	若者の不安や悩みの解消への支援	39
重点施策 1	勤務・経営問題に対する自殺対策の推進	40
(1)	勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化	40
(2)	勤務・経営問題についての周知啓発活動の強化	41
重点施策 2	高齢者支援の充実	42
(1)	高齢者の包括的な支援のための連携の推進	42
(2)	地域における介護が必要な高齢者の支援	42
(3)	高齢者の健康不安に対する支援	43
(4)	高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の防止	43
重点施策 3	生活困窮者支援の充実	45
(1)	生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化	45
(2)	支援につながっていない方を早期に支援へつなぐための取り組み	46
重点施策 4	子ども・若者支援の充実	47
(1)	子ども・若者の居場所づくりの推進	47
(2)	ICTを活用した子ども・若者支援の推進	48
<b>第4章 自殺対策の推進体制</b>		49
<b>資料</b>		55
郡山市いのち支える行動計画 体系に基づく取り組み一覧		71
相談機関の御案内		72



# 第1章 いのち支える行動計画策定の趣旨等

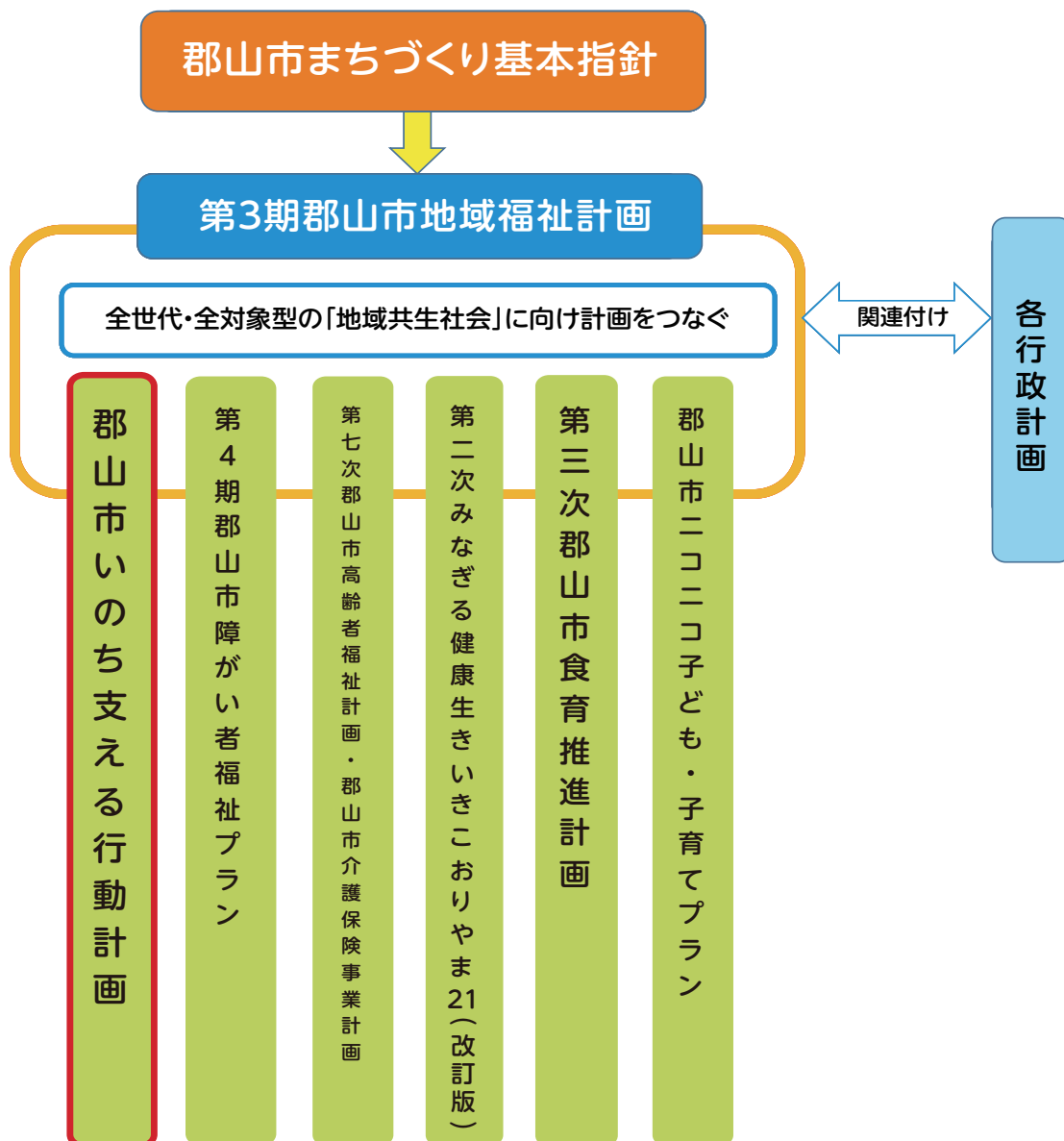
## 1 計画策定の趣旨

「郡山市いのち支える行動計画」（以下「本計画」という。）は、「自殺対策基本法」及び「郡山市自殺対策基本条例」に基づき、自殺対策を総合的に推進するため、国の定める「自殺総合対策大綱」や「第三次福島県自殺対策推進行動計画」の趣旨を踏まえ策定します。

## 2 計画の位置づけ

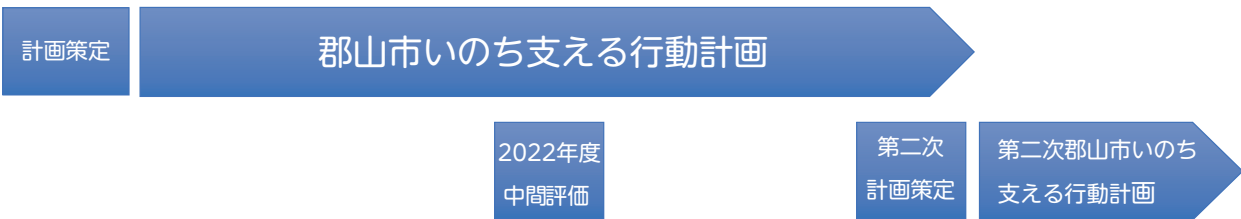
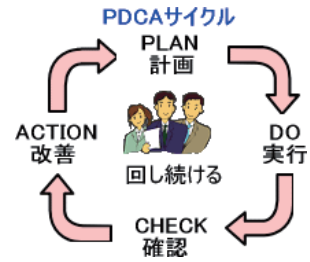
本計画は、子どもから高齢者まで、生涯を通じて生きるための総合的な支援に取り組む計画です。

また、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」や本市関連計画との整合性を図ります。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2025年度までの7年間とします。  
 なお、国や福島県の計画に変更があった場合やPDCAサイクルのもと、計画の進捗状況に見直しが必要な場合には見直しを図るとともに、「郡山市自殺対策基本条例」第20条に基づき公表します。



### 4 計画の目指すもの

本計画の目指すものは、「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。  
 国は、2017(平成29)年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、2026年までに、人口10万人当たりの自殺者数(以下「自殺死亡率」という。)を2015(平成27)年と比べて30%以上減少させることを目標として定めています。

### 5 計画の数値目標

本計画における数値目標は、2015(平成27)年の自殺死亡率19.1を2025年までに30%以上減少させることです。

	2005年(平成17年)	2015年(平成27年)	2025年
自殺死亡率 (人口10万人当りの自殺者数)	29.8	19.1	13.4



## 第2章 郡山市の自殺の現状

### 1 郡山市の自殺の現状把握について

自殺対策を推進するには、本市の自殺の現状を把握する必要があります。

自殺総合対策推進センター（各自治体の自殺の実態分析や対策の支援、研修等を行う機関）が、各自治体の自殺の実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」を活用し現状を把握しました。

統計には、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」があり、両方を使用し自殺者数と自殺死亡率の値を参照しました。

なお、2つの統計には以下の違いがあります。

<p>厚生労働省 「人口動態統計」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人を含まない。</li> <li>・自殺、他殺あるいは事故死いずれか不明のときは、自殺以外に計上している。</li> <li>・「職業別」「原因・動機別」の項目がない。</li> </ul>
<p>警察庁 「自殺統計」</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人を含む。</li> <li>・捜査等により、自殺であると判明した時点で計上する。</li> <li>・「職業別」「原因・動機別」の項目がある。</li> </ul>





## 2 郡山市の自殺の特徴

警察庁「自殺統計」によれば、2012(平成24)年から2016(平成28)年までの5年間の累計で、本市における自殺者数358人(男性244人、女性114人)について、次の特徴が見られました。

### <主な自殺の特徴>

358人の性別・年代別・仕事の有無別・同居人の有無別で自殺者数が多い属性は、下表のとおりであり、支援が優先されるべき対象は、「40～50歳代男性、有職者、同居人のいる方」、「60歳以上の男女、無職者、同居人のいる方」、「20～30歳代男性、有職者、同居及び独居」となっています。

#### ○ 支援が優先されるべき対象(上位5区分)

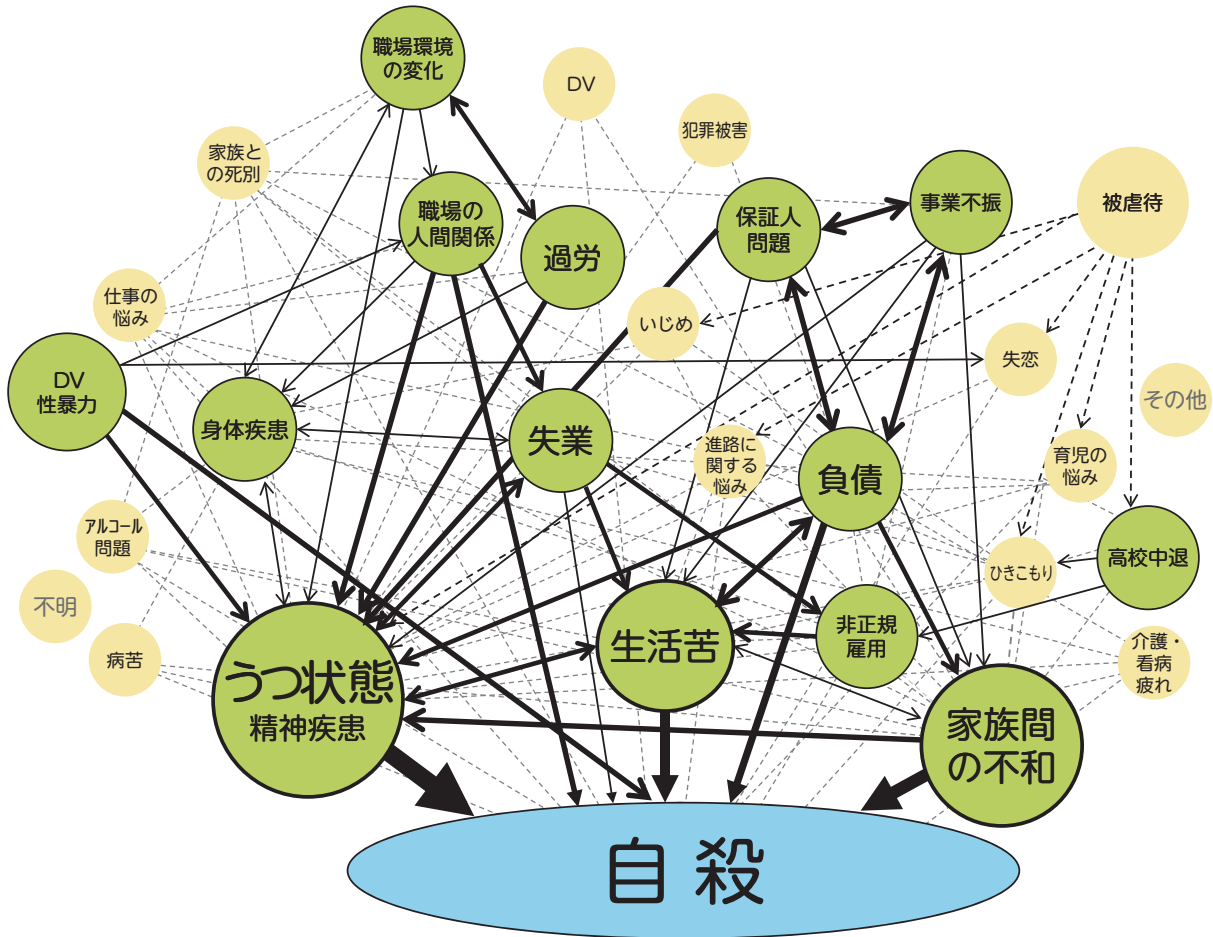
年代 ※1	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	背景にある主な自殺の危機経路 ※2
1位			男性・有職者・同居 (47人、13.1%)					配置転換⇒過労⇒職場の人間関係の悩み+仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺
2位					女性・無職者・同居 (43人、12.0%)			身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺
3位					男性・無職者・同居 (31人、8.7%)			失業(退職)⇒生活苦⇒介護の悩み(疲れ)+身体疾患⇒自殺
4位	男性・有職者・同居 (26人、7.3%)							職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)⇒パワハラ+過労⇒うつ状態⇒自殺
5位	男性・有職者・独居 (22人、6.1%)							①【正規雇用】配置転換⇒過労⇒職場の人間関係の悩み+仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用⇒生活苦⇒借金+うつ状態⇒自殺

出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

(自殺総合対策推進センターは、各自治体の自殺の実態分析や対策の支援、研修等を行う機関)

- ※1 順位は、自殺者数に基づいています。20歳未満は、職業、同居人の有無を区別しないことから含まれていません。
- ※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、特定非営利活動法人ライフリンク(2004年に設立した自殺対策に取り組む民間団体)が行った自死遺族1,000人に対する聞き取り調査の結果「自殺実態白書2013」から、性別・年代別・職業等の属性によって自殺の危機経路に特徴があることが分かっています。

# 「自殺実態1000人調査」から見てきた 自殺の危機経路図



出典：「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人ライフリンク）

上の図は、特定非営利活動法人ライフリンクが行った自死遺族 1,000 人に対する聞き取り調査の結果から見てきた自殺の危機経路（自殺に至る可能性の高い経路）です。

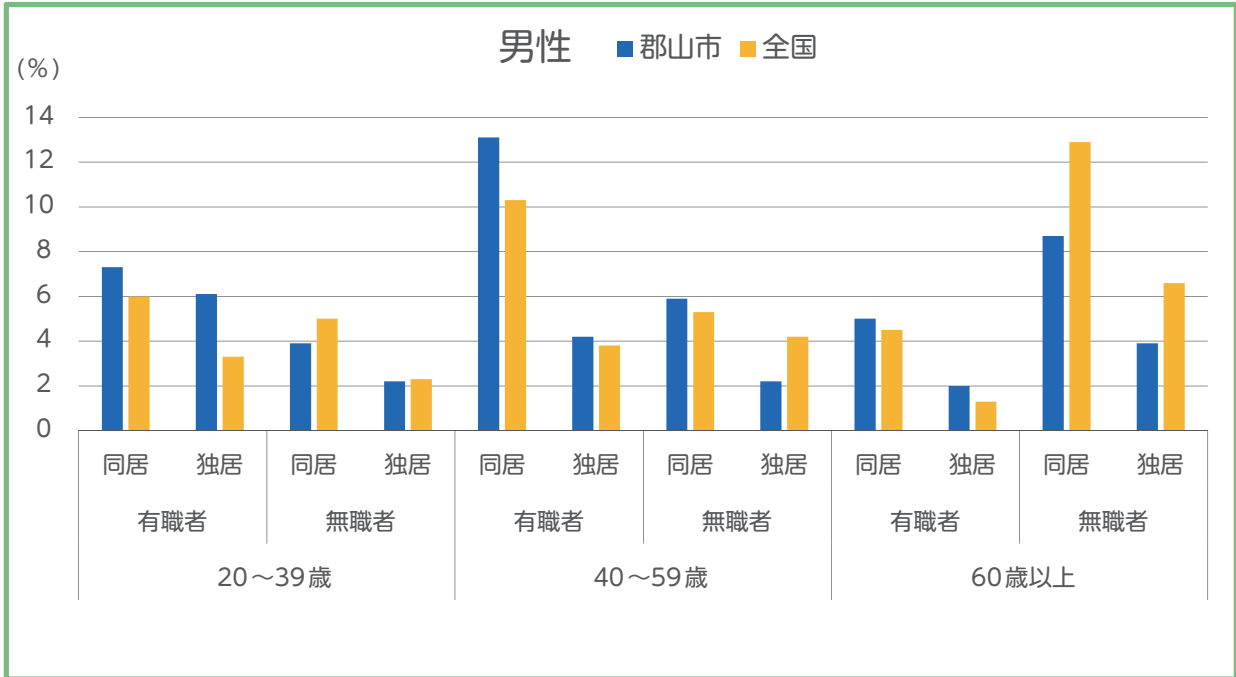
丸の大きさは、自殺に至る要因の発生頻度を表しており、丸が大きいくほど自殺に至る要因となることが大きくなります。矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いくほど因果関係が強くなります。

要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなられた方は、平均して「4つの要因」が連鎖して自殺に至ったことが分かっています。

また、図以外にも、性別、年代、職業等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

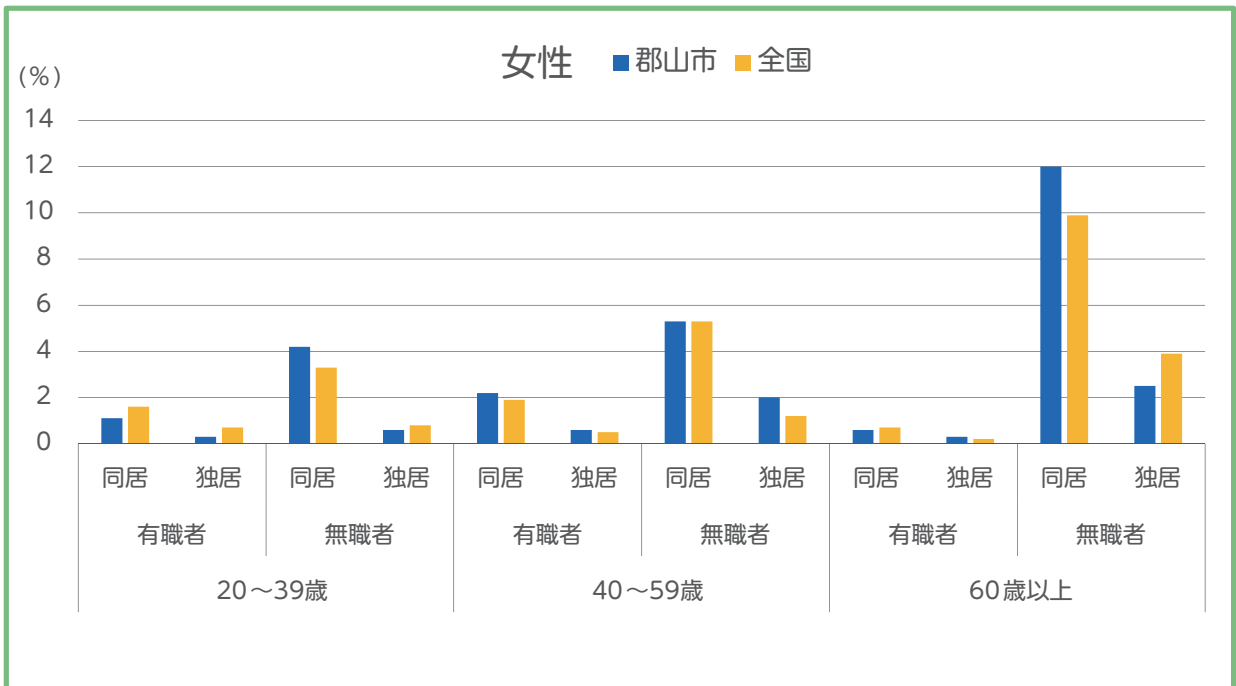
○ 郡山市の年齢階級、仕事、同居人の有無別の自殺者の割合  
(2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

男性では、40～59歳で仕事をしている、家族等同居人のいる方の自殺が多いことを踏まえ、重点施策1「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」に取り組みます。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

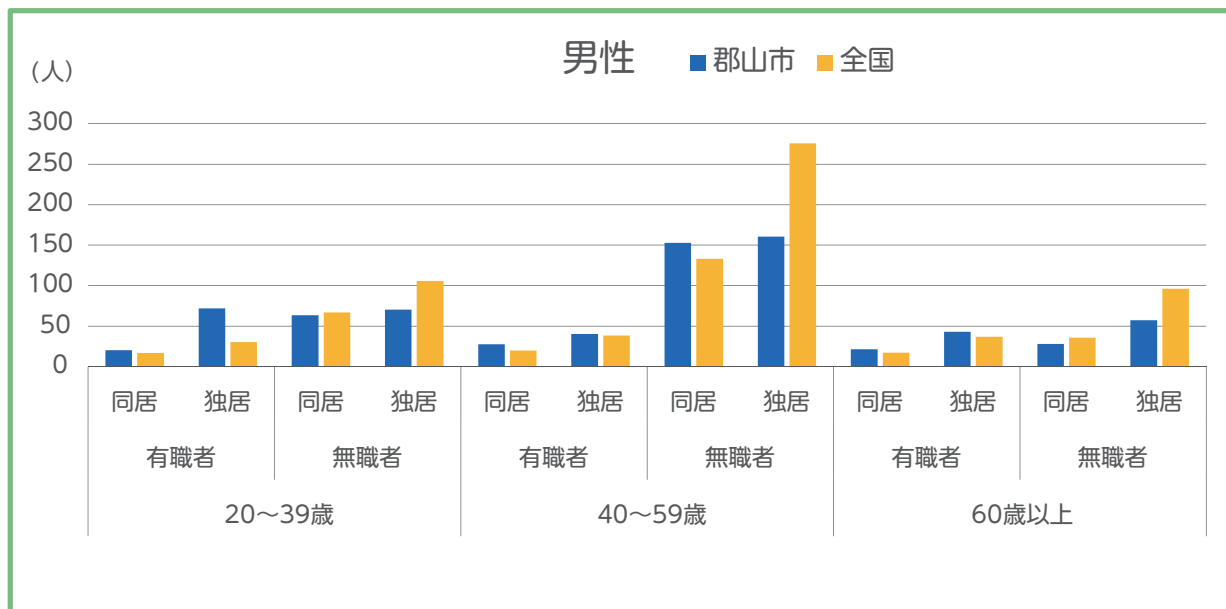
女性では、60歳以上で仕事をしていない、家族等同居人のいる方の自殺が多いことを踏まえ、重点施策2「高齢者支援の充実」に取り組みます。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

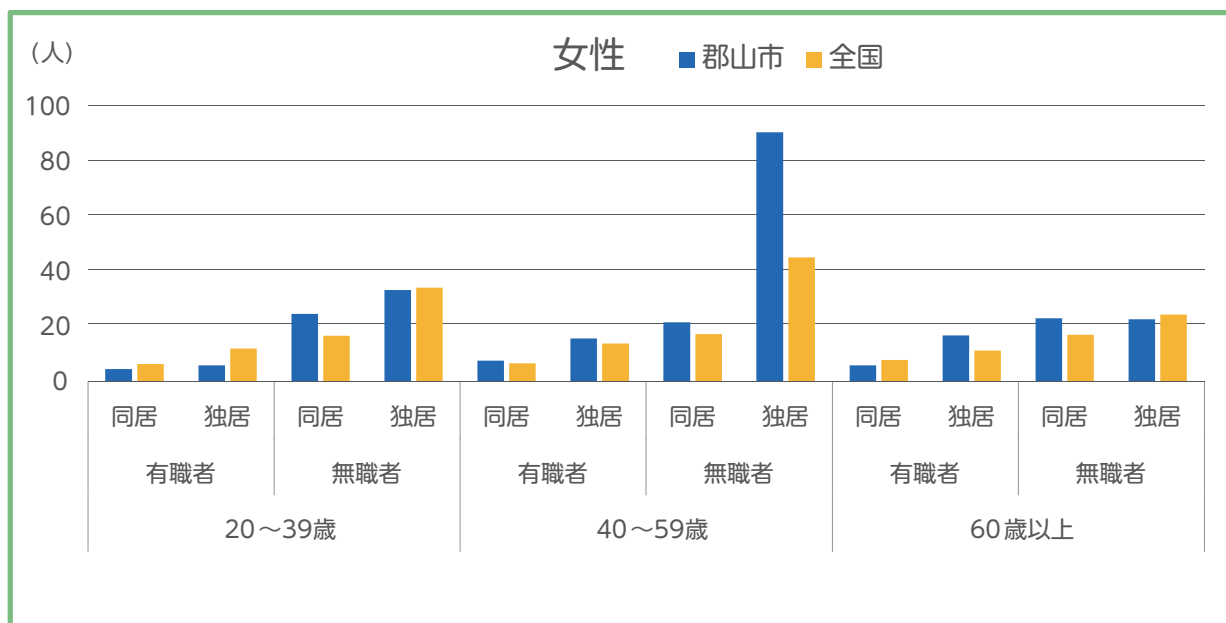
○ 郡山市の年齢階級、仕事、同居人の有無別の自殺死亡率  
(2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

男性の自殺死亡率は、40～59歳で仕事をしていない一人暮らしの方及び40～59歳で仕事をしていない家族等同居人の方が多いことを踏まえ、重点施策1「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」と重点施策3「生活困窮者支援の充実」に取り組みます。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

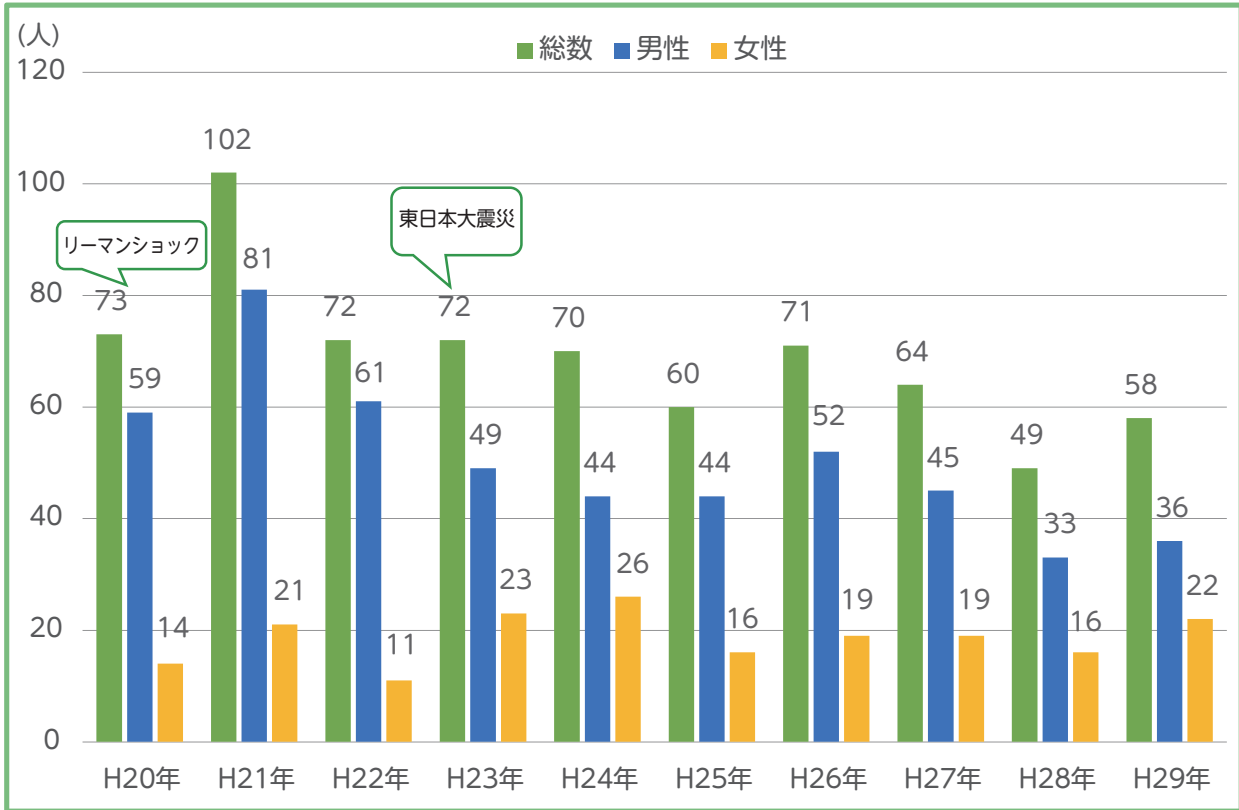
女性の自殺死亡率は、40～59歳で仕事をしていない一人暮らしの方が多いことを踏まえ、重点施策1「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」と重点施策3「生活困窮者支援の充実」に取り組みます。



出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

### 3 郡山市の自殺者数・男女別自殺者数の推移

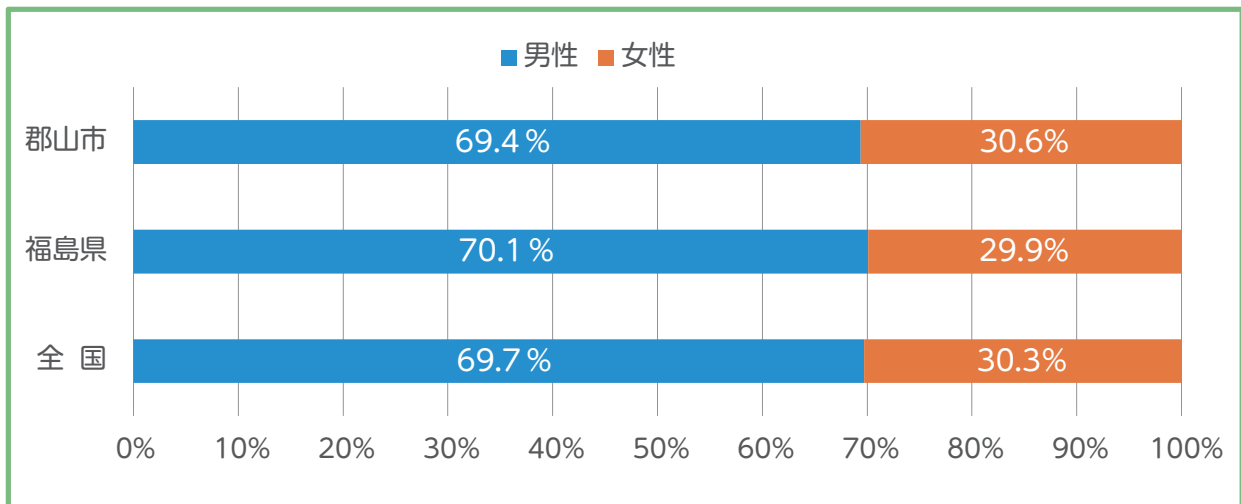
男性の自殺者数は、リーマンショックによる影響を受けた2009(平成21)年以降は減少傾向にあります。女性の自殺者数は、横ばいで推移しています。



出典：人口動態統計(厚生労働省)

### 4 郡山市の自殺者の男女別割合 (2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

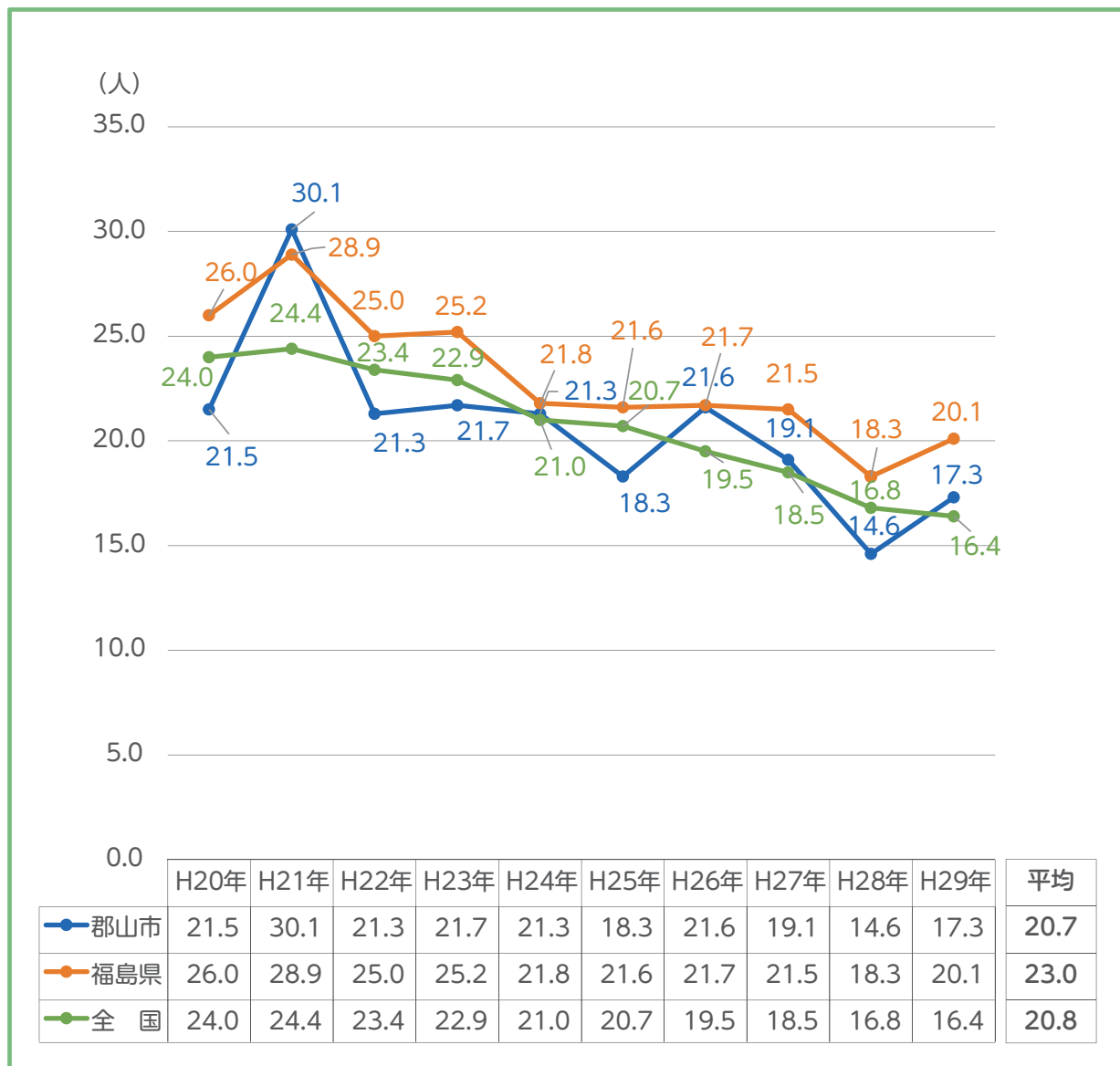
本市の自殺者の男女別割合は、概ね男性が70%、女性が30%で、全国や福島県と同じ傾向にあります。



出典：人口動態統計(厚生労働省)

## 5 郡山市の自殺死亡率の推移 (2008(平成20)年～2017(平成29)年の10年間の累計)

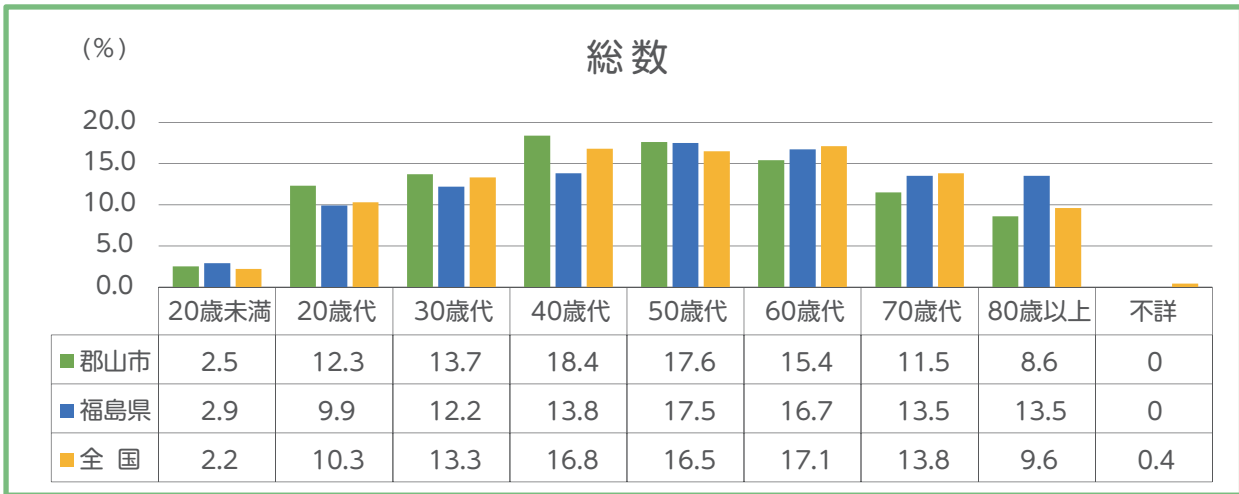
本市の過去10年間の自殺死亡率は、平均値で比較すると全国と概ね同じレベルで、福島県より低い状況にあります。



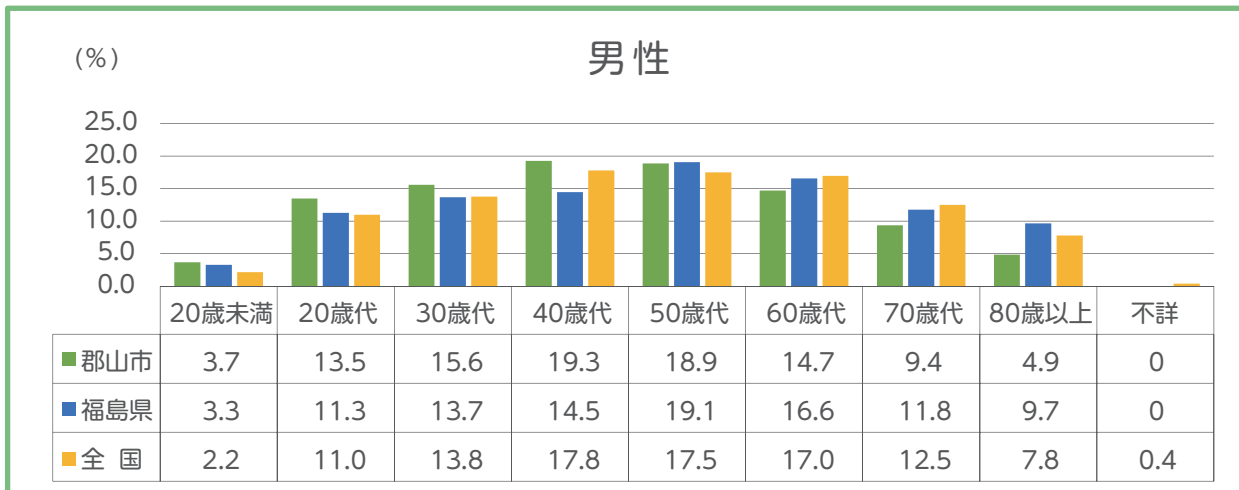
出典：人口動態統計（厚生労働省）

## 6 郡山市の自殺者の年代別割合 (2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

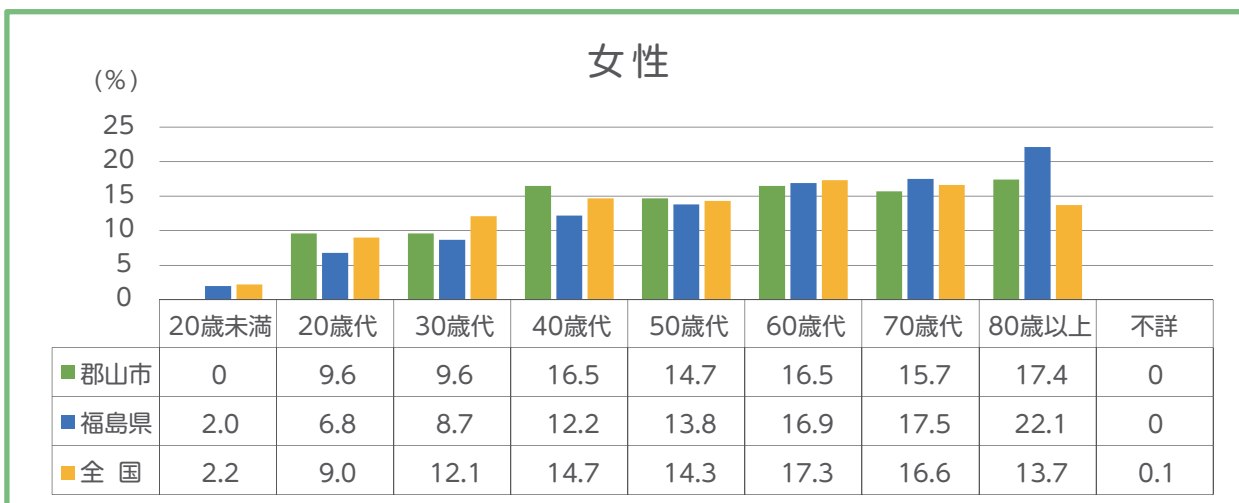
本市の自殺者の年代別割合の総数は、40歳代と50歳代の占める割合が高い状況にあります。



本市の男性は、40歳代と50歳代の占める割合が高い状況にあります。



本市の女性は、80歳以上と40歳代及び60歳代の占める割合が高い状況にあります。

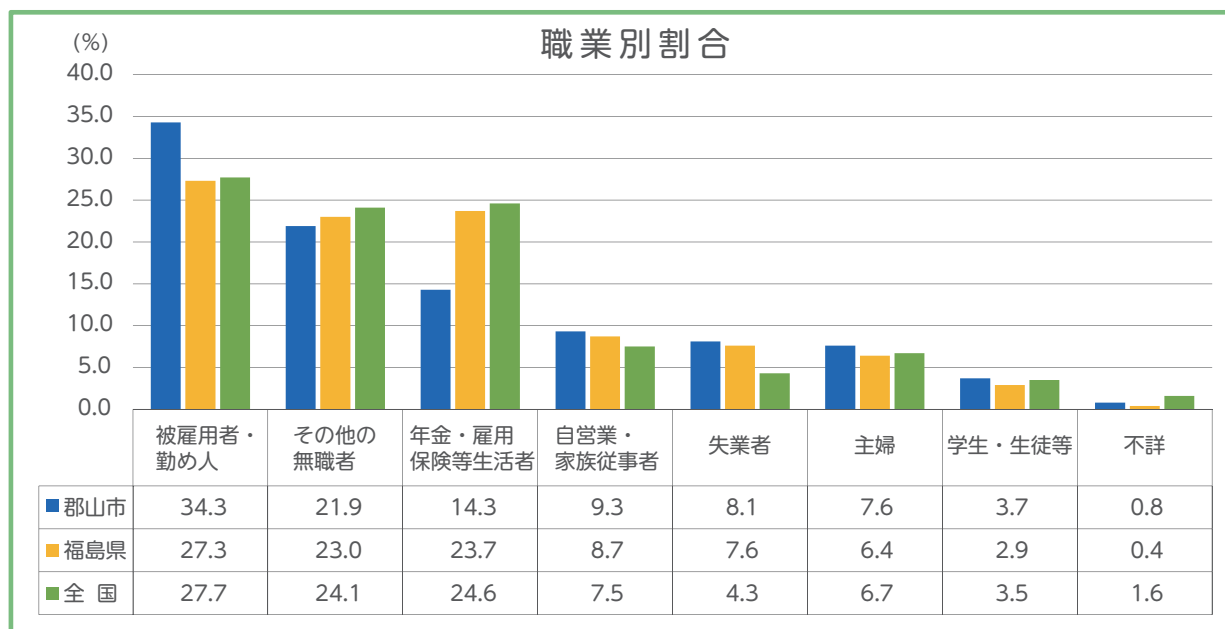


出典：自殺統計（警察庁）



## 7 郡山市の自殺者の職業別割合 (2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

本市の自殺者の職業別割合は、①被雇用者・勤め人 ②その他(③以外)の無職者 ③年金・雇用保険等生活者の順に高い状況にあります。

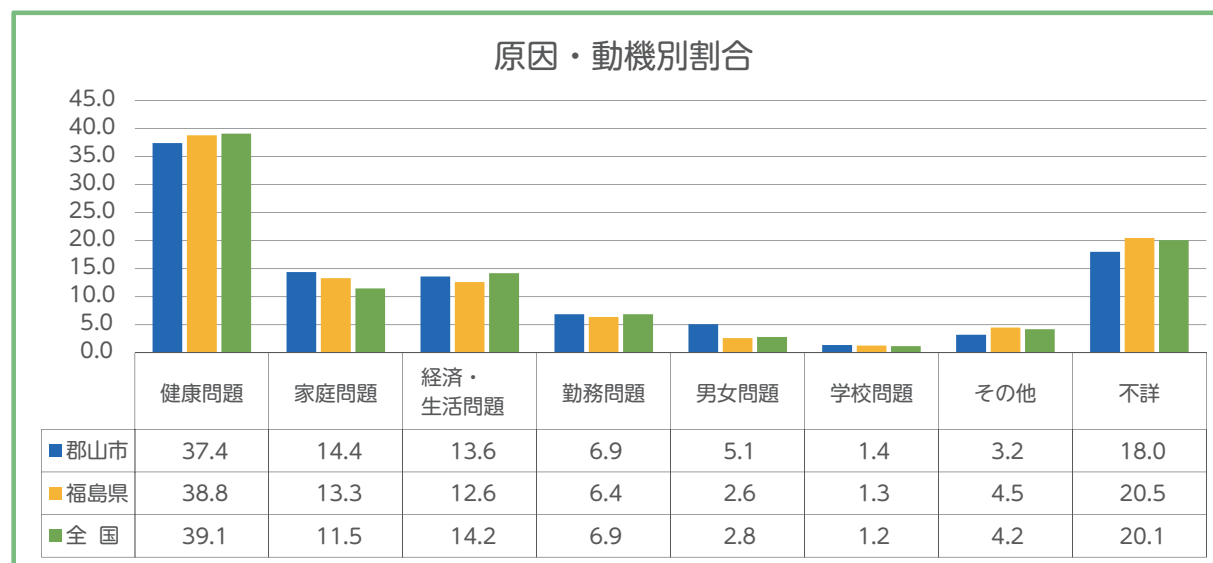


出典：自殺統計（警察庁）

## 8 郡山市の自殺原因・動機別割合

(2011(平成23)年～2015(平成27)年の5年間の累計(原因・動機は複数回答))  
(郡山市の2016(平成28)年は、数が少ないため非公開)

本市の自殺原因・動機別割合は、①健康問題 ②家庭問題 ③経済・生活問題の順に割合が高い状況にあります。



出典：自殺統計（警察庁）

## 9 郡山市の年代別死因順位 (2012(平成24)年～2016(平成28)年の5年間の累計)

本市の年代別死因順位は、全死因の中で自殺による死因が1位を占めるのは、10歳代、20歳代、30歳代の若者であることを踏まえ、重点施策4「子ども・若者支援の充実」に取り組みます。

	1位	2位	3位
10歳代	自殺 (7人)	不慮の事故 (6人) (交通事故3人、中毒2人、火災1人)	悪性新生物 (4人)
20歳代	自殺 (38人)	悪性新生物 (11人)	心疾患 (10人)
30歳代	自殺 (36人)	悪性新生物 (26人)	心疾患 (19人)
40歳代	悪性新生物 (100人)	自殺 (61人)	心疾患 (37人)
50歳代	悪性新生物 (309人)	心疾患 (98人)	自殺 (58人)
60歳代	悪性新生物 (849人)	心疾患 (258人)	脳血管疾患 (149人)
70歳代	悪性新生物 (1,266人)	心疾患 (458人)	脳血管疾患 (268人)
80歳代	悪性新生物 (1,457人)	心疾患 (1,003人)	脳血管疾患 (651人)

出典：人口動態統計(厚生労働省)

全死因から疾病を除くと

	1位	2位	3位
10歳代	自殺 (7人)	交通事故 (3人)	有害物質による中毒 (2人)
20歳代	自殺 (38人)	交通事故 (5人)	転倒・転落 (1人) 窒息 (1人)
30歳代	自殺 (36人)	交通事故 (4人)	溺死 (1人) 窒息 (1人) 有害物質による中毒 (1人)
40歳代	自殺 (61人)	交通事故 (14人)	窒息 (3人)
50歳代	自殺 (58人)	交通事故 (9人)	溺死 (5人) 窒息 (5人)
60歳代	自殺 (52人)	交通事故 (14人)	窒息 (11人)
70歳代	自殺 (35人)	窒息 (23人)	交通事故 (18人)
80歳代	窒息 (71人)	転倒・転落 (33人) 溺死 (33人)	自殺 (26人)

出典：人口動態統計(厚生労働省)

全死因から疾病を除いた外的要因による死因では、10歳～70歳代で自殺が1位となっており、交通事故を上回っています。

## 第3章 自殺対策の取り組み

### 1 基本方針

#### (1) 生きることの包括的な支援の推進

自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識です。

健康問題や家庭問題、経済・生活問題等、自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、関係する制度や相談・支援体制の整備といった社会的な取り組みにより解決が可能です。

また、健康問題や家庭問題等は、個人の問題と捉えられがちですが、専門家に相談したり、うつ病等の治療など、社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であると認識し、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺のリスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守る姿勢で自殺対策を展開します。

個人においても社会においても「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺のリスクが高くなります。

「生きることの阻害要因」を減らす取り組みと「生きることの促進要因」を増やす取り組みにより自殺のリスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進する自殺対策を進めます。

※WHO（世界保健機関）は、「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であるとしている。

#### (2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている方が安心して生きることができるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

さらに、この包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策や人々、さらに組織が密接に連携する必要があります。

たとえば、自殺を考えている方や自殺未遂をした方の相談や治療に当たる保健・医療機関は、心の悩みの原因となる経済・生活、人間関係や地域・職場などの社会的要因に対する取り組みも求められ、相談窓口を紹介できるようにする必要があります。また、経済・生活相談窓口では、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる保健・医療機関など自殺予防の基礎知識を有していることが求められます。こうした基礎知識を有した関係機関・団体の連携による対応に取り組みます。

また、自殺の要因となる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連する分野において、連携した取り組みが行われる中、支援者が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有します。

さらに制度の狭間にある方、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な方などを地域において早期に発見し、確実に支援していくため、地域住民と関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取り組みをはじめとした各種施策との連携を図ります。

また、自殺の危険性が高い方を早期に発見し、確実に精神科医療につなぐ取り組みにあわせて、自殺の危険性を高めた背景にある経済・生活の問題、福祉の問題、家族の問題など様々な問題に包括的に対応するため、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるよう推進します。

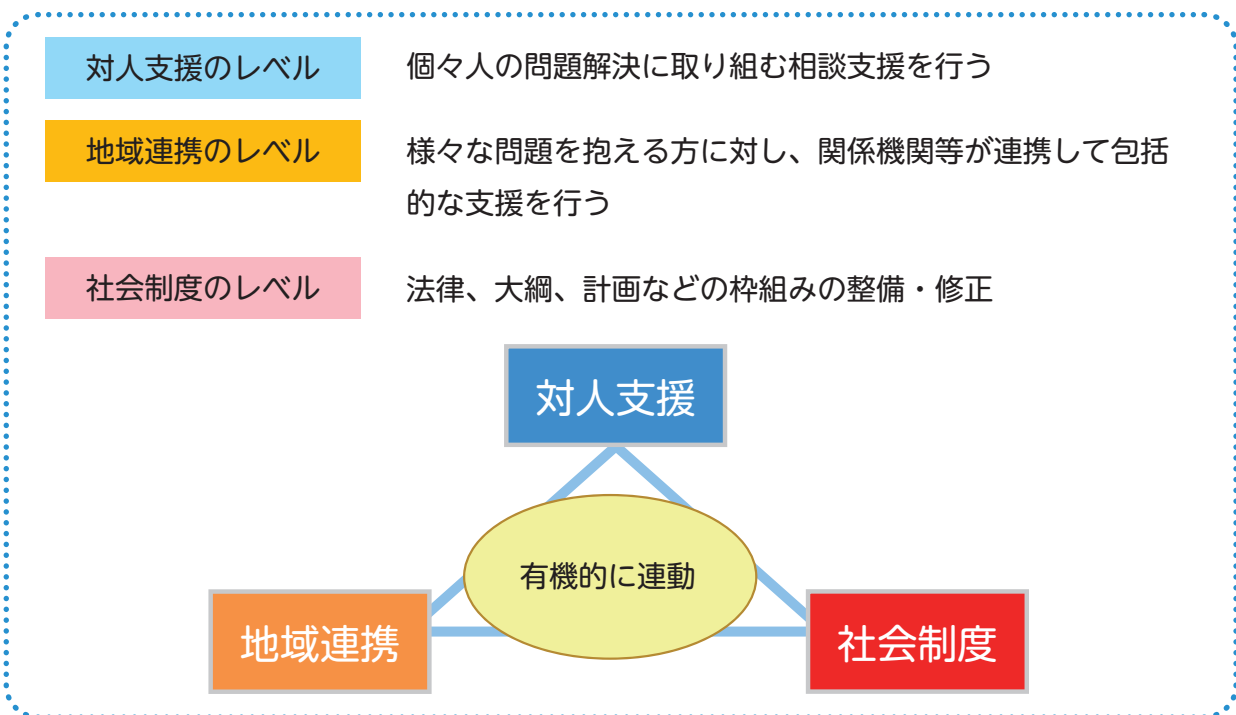
※地域共生社会とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会（平成28年7月 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部）とされています。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

#### ◇ 対応のレベル

自殺対策に係る個別の施策は、以下のレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進します。

国の「自殺総合対策大綱」では次のように示しています。



出典：自殺総合対策大綱

## ◇ 対応の段階ごとの効果的な施策

## 事前対応

心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと

## 自殺発生の危機対応

現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと

## 事後対応

不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させないこと

出典：自殺総合対策大綱

## ◇ 事前対応のさらに前段階での取り組みの推進

地域の相談機関や抱えた問題の解決策を知らないがゆえに支援を得ることができず自殺に追い込まれる方が少なくないことから、学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育）を推進します。問題の整理や対処方法を身につけることができれば、それが「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」となり、学校で直面する問題にも対処する力、ライフスキルを身につけることにもつながると考えられます。

また、SOSの出し方に関する教育とあわせて、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

出典：自殺総合対策大綱

**(4) 実践と啓発を両輪として推進**

自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくい現実があります。自殺に追い込まれてしまう心情や背景への理解を深めることにより、自殺に対する偏見を無くすとともに、また、自殺に追い込まれる危機に陥った場合には誰かに援助や相談などを求めて良いということが、社会全体の共通認識となるよう普及啓発に取り組みます。

また、死にたいと考えている方は、「生きたい」と心の中で思う気持ちとの間で揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良等、何らかの自殺の危機を示すサインを発していることが多くあります。

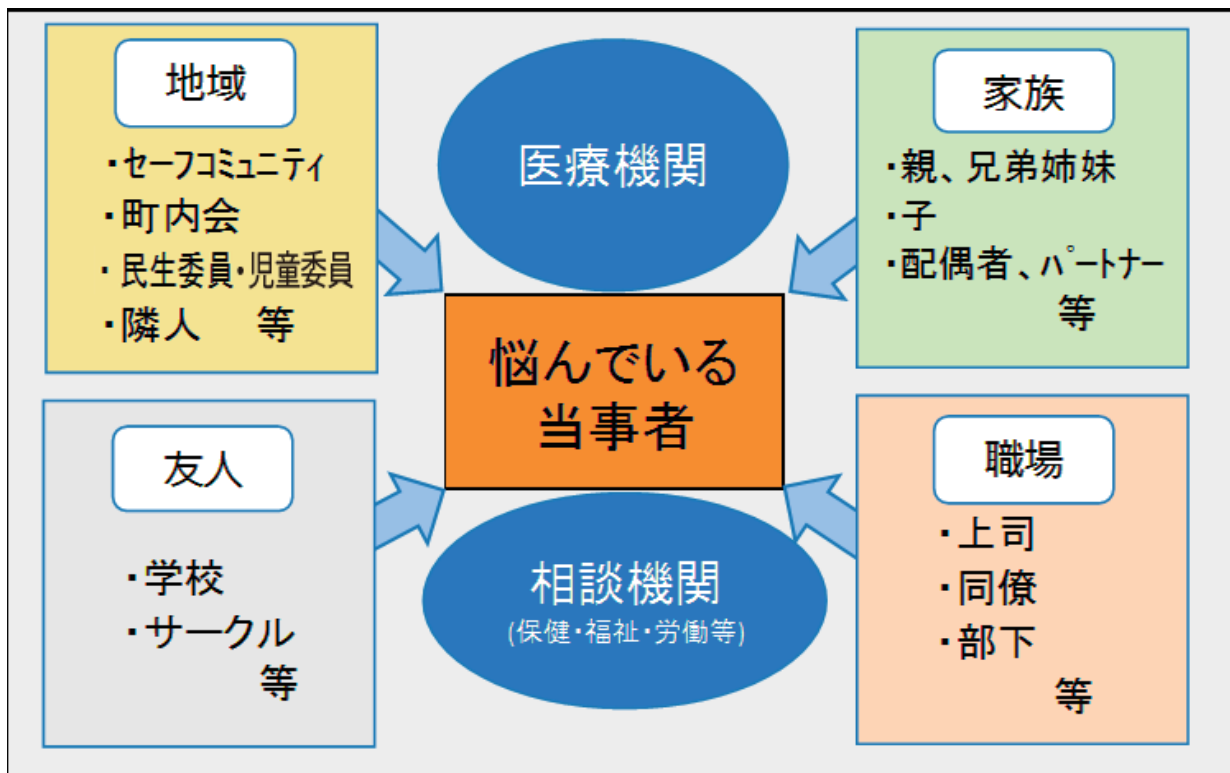
すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている方のサインに早く気づき、相談機関等につなぐことができるよう、自殺予防に係る広報や教育等による周知啓発を行います。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を実現するため、国や地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。

それぞれが果たす役割を明確化、共有化し、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であり、市民一人ひとりが一丸となってそれぞれができる取り組みを進めます。

<悩んでいる当事者を支えるネットワーク>



◇ ネットワークの役割

悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る。

(ゲートキーパーの役割)

【ゲートキーパーとは】

ゲートキーパーとは、悩んでいる方に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。「死」を意識するほどの悩みを抱えた方は、「人に悩みを言えない」、「どこに相談に行ったらいいのかわからない」、「どのように解決したらよいかかわからない」等の孤立した状況に陥ることがあります。

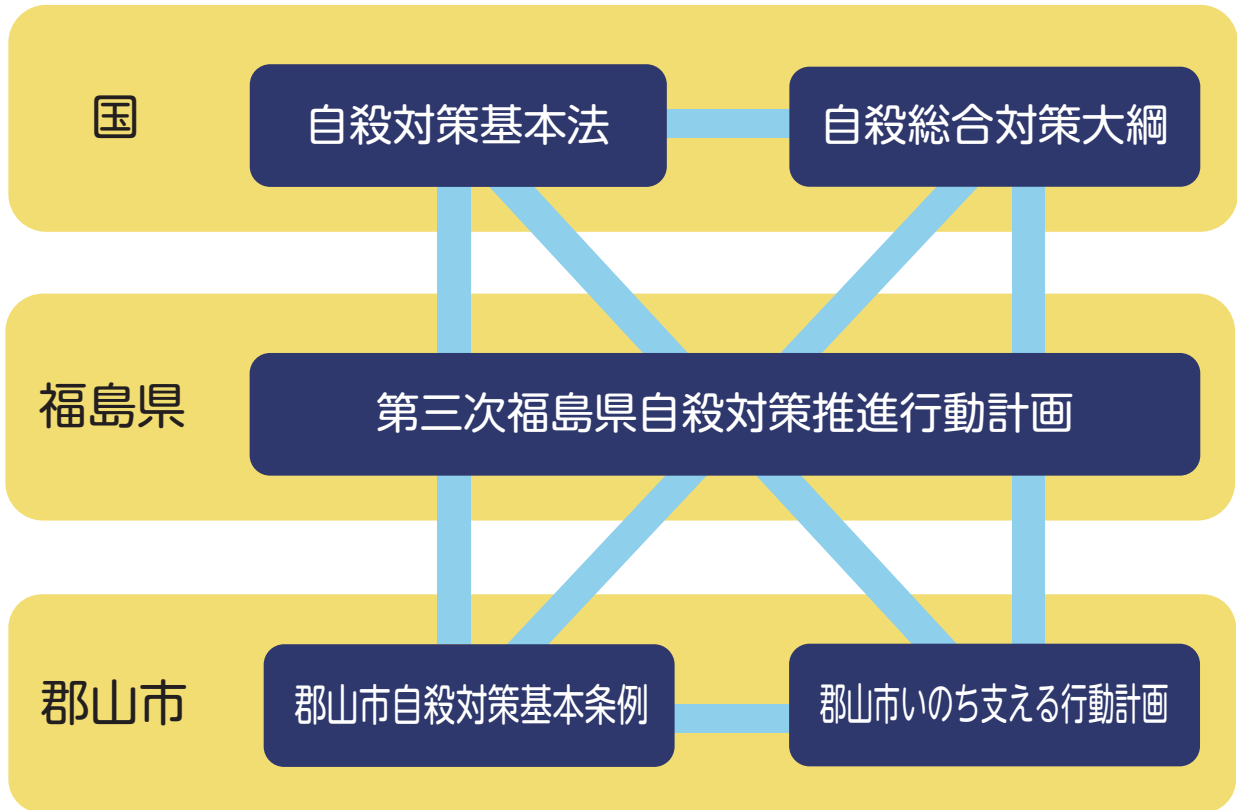
そこで、悩みを抱えた方のサインに気づき、早めに適切な相談機関につなぎ、道案内ができるゲートキーパーの役割が期待されます。



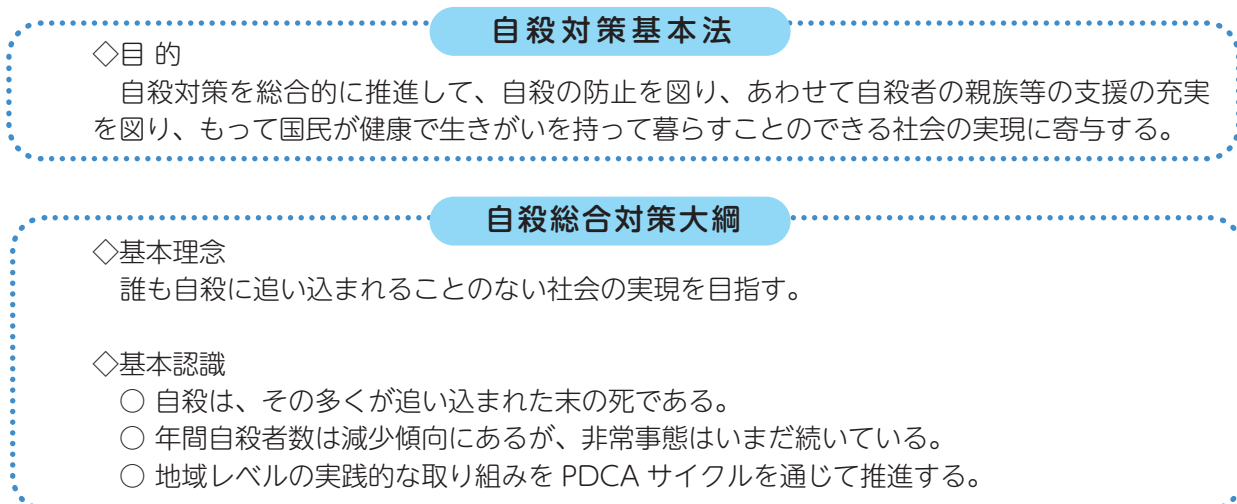
## 2 施策の体系

自殺対策に関する法令等に関しては、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱があり、本市においては、郡山市自殺対策基本条例及び郡山市いのち支える行動計画があります。

### (1) 自殺対策に関する法令等の体系図



### (2) 関係法令及び郡山市いのち支える行動計画の概要





## 第三次福島県自殺対策推進行動計画

## ◇計画策定の趣旨

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」との認識のもと、自殺総合対策大綱の基本方針である、(1)「生きることの包括的な支援として推進」、(2)「関連施策との有機的な連携による総合的な対策の推進」、(3)「対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動」、(4)「実践と啓発を両輪として推進」、(5)「関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進」を踏まえ、自殺対策基本法で謳われている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

## ◇重点事項

- 人材育成の推進（県民一人ひとりの自殺対策への参画）
- 関係機関等の有機的連携・協力体制の構築
- 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進

## 郡山市自殺対策基本条例

## ◇目的

自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与する。

## 郡山市いのち支える行動計画

## ◇基本方針

- 生きることの包括的な支援の推進
- 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 実践と啓発を両輪として推進
- 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

## ◇5つの基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への周知啓発
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 子どものSOS・若者の生きることの包括的な支援

## ◇4つの重点施策

- 1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進
- 2 高齢者支援の充実
- 3 生活困窮者支援の充実
- 4 子ども・若者支援の充実

### 3 5つの基本施策及び4つの重点施策

本市の自殺対策は、「基本施策」と「重点施策」で構成します。

これらの施策の体系により本市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、「基本施策」と「重点施策」を総合的に取り組むことにより、「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を目指します。

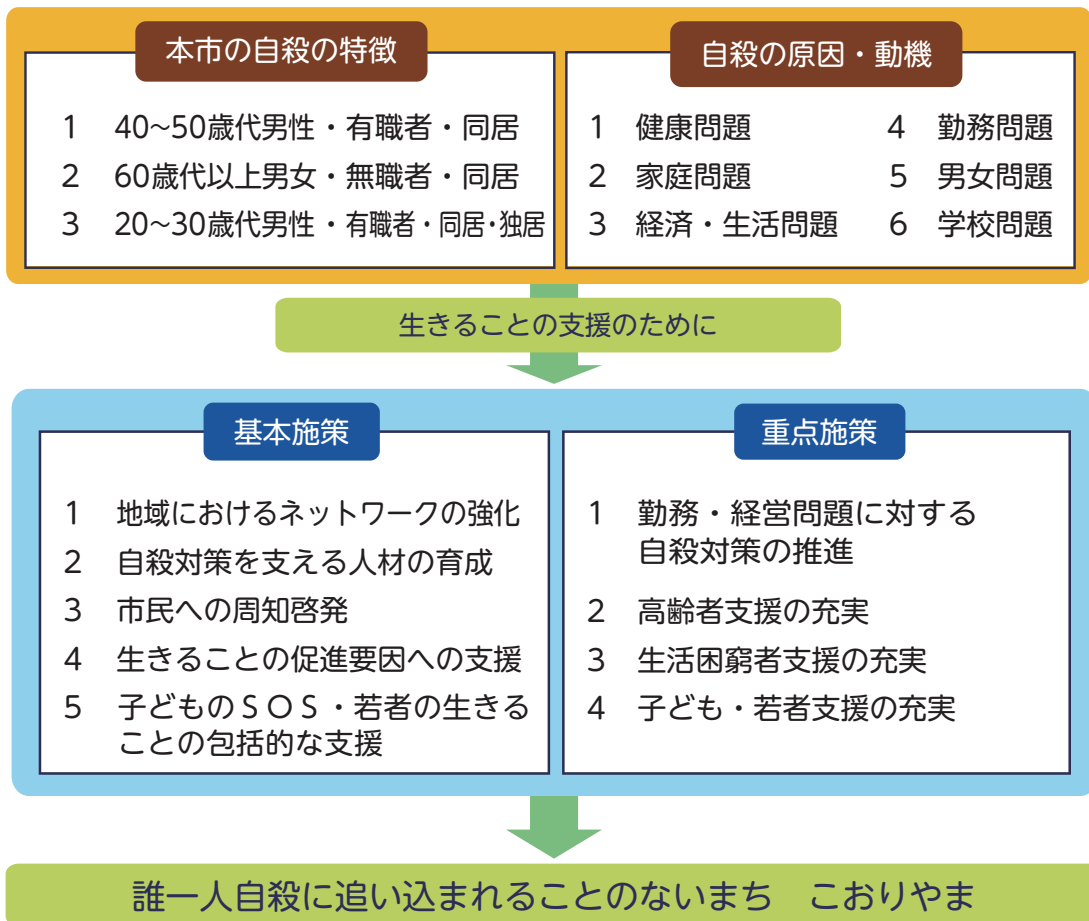
#### <基本施策>

自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組みとして「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への周知啓発」「生きることの促進要因への支援」「子どものSOS・若者の生きることの包括的な支援」の5つを基本施策とします。

#### <重点施策>

「地域自殺実態プロファイル（「自殺総合対策推進センター」作成）」で示された本市の自殺の特徴や原因・動機から「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」「高齢者支援の充実」「生活困窮者支援の充実」「子ども・若者支援の充実」の4つを重点施策とします。

◇ 基本施策及び重点施策の体系図



#### セーフコミュニティ

セーフコミュニティ自殺予防対策委員会は、基本施策である地域におけるネットワークの強化を進めるとともに、重点課題として、「働き盛りの男性の自殺が多い」「若者の自殺が減らない」「健康や経済問題が原因の自殺が多い」をあげ、取り組みを進めており、本計画の4つの重点施策と結びついたものとなっています。

## ◇ 5つの基本施策

## 1 地域におけるネットワークの強化

「誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやま」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民などが連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

また、セーフコミュニティの推進においては、安全・安心の情報を共有し、部局の垣根を越えた連携を図るとともに、地域における取り組みを推進します。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第13条、第16条)

## (1) セーフコミュニティをはじめとした地域における連携・ネットワークの強化

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【セーフコミュニティ推進事業】 セーフコミュニティ推進協議会に設置している自殺予防対策委員会において、分野横断的な連携・協働のもと安全で安心なまちづくりに全市的に取り組みます。	●	●	●	●	●	●	市民部 セーフコミュニティ課  保健福祉部保健所 地域保健課
【生活支援体制整備事業】 高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	●	●	●				保健福祉部 地域包括ケア推進課
【自殺対策推進事業】 自殺防止を図るため、福島いのちの電話等の民間団体との連携を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業】 ニコニコこども館において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	●	●	●				こども部 こども支援課

## 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の開催数(回)	8	6	セーフコミュニティ課 保健所 地域保健課
ニコニコこども館での各種事業参加者数(人)	84,203	90,000	こども支援課

## (2) 庁内における連携・ネットワークの強化

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【セーフコミュニティ推進事業】(再掲) セーフコミュニティ推進協議会に設置している自殺予防対策委員会において、分野横断的な連携・協働のもと安全で安心なまちづくりに全市的に取り組みます。	●	●	●	●	●	●	市民部 セーフコミュニティ課 保健福祉部保健所 地域保健課
【自殺対策推進事業】 郡山市自殺対策推進庁内委員会を開催し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進します。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課

## 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の開催数(回) (再掲)	8	6	セーフコミュニティ課 保健所 地域保健課
郡山市自殺対策推進庁内委員会の開催数(回)	0	2	保健所 地域保健課

### (3) 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

うつ病やアルコール依存症、統合失調症など精神疾患を有する方は、自殺のリスクが高い傾向にあることから、これらの問題への対策に取り組みます。

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【自殺対策推進事業】 精神疾患を有する方が適切な医療に結び付けられるよう、専門医や専門病院への紹介・連携を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【精神保健福祉事業】 こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、健康相談や講演会を行います。	●	●	●	●	●	●	

#### 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
精神科医、精神保健福祉士等による電話・来所相談件数 (件)	278	300	保健所 地域保健課



## 2 自殺対策を支える人材の育成

悩みや生活上の困難を抱える方に対応するために、早期の「気づき」ができる知識やスキルが必要です。

市税等の納付窓口の担当職員等をはじめ、保健・医療・福祉・教育、労働等の様々な分野に携わる方や市民が、自殺予防に関する理解を深め、悩みを抱える方のサインに早期に気づき、対応ができるよう、ゲートキーパー養成研修会や自殺予防に関する講演会を実施します。

また、教育現場での対応にあたる教職員等の人材育成を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条)

### (1) 様々な職種を対象とする研修の実施

#### ア 市職員・教職員を対象とする研修

##### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【自殺対策推進事業】 自殺予防に関する理解を深め、悩みを抱えた方のサインに早期に気づき、対応できるよう、窓口・徴収・貸付担当等の職員や教職員等に対し、ゲートキーパー養成研修や自殺予防に関する講演会を実施します。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【教育研修事業】 学校の課題解決や教職員の資質向上のため、校内研修を行います。	●	●	●	●	●	●	学校教育部 教育研修センター
【スクールカウンセラー配置事業】 いじめや不登校等の課題、児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー(管理者、監督者)に対し、専門性を高めるための研修を行います。	●	●	●			●	学校教育部 総合教育支援 センター

##### 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
教職員スキルアップのための研修会参加者数(人)	4,806	4,000	教育研修 センター

## イ 民生委員・児童委員などの支援者を対象とする研修

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【障がい者相談支援事業】 障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援業務にあたる相談支援員の育成等を行います。	●	●	●	●		●	保健福祉部 障がい福祉課
【自殺対策推進事業】 自殺予防に関する理解を深め、悩みを抱えた方のサインに早期に気づき、対応できるよう、民生委員・児童委員、保護司、健康づくり推進員、認知症地域支援推進員、手話通訳者等様々な分野に携わる方に対し、ゲートキーパー養成研修や自殺予防に関する講演会を実施します。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課

## (2) 市民を対象とする研修の実施

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【自殺対策推進事業】 自殺予防に関する理解を深め、悩みを抱えた方のサインに早期に気づき、対応できるよう、市民に対し、ゲートキーパー養成研修や自殺予防に関する講演会を実施します。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課



数値目標

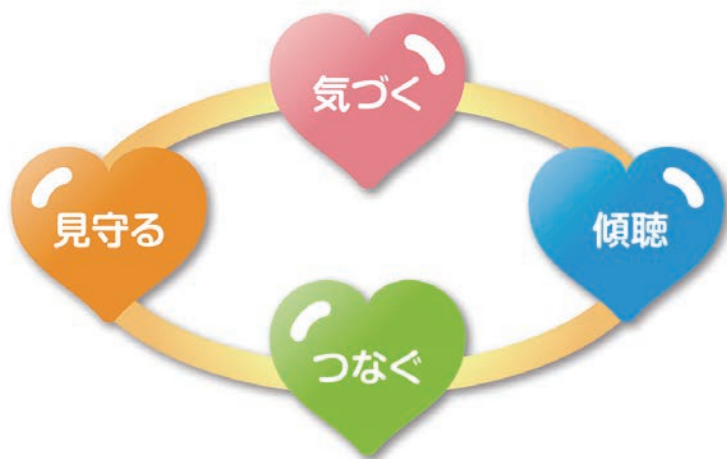
目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
ゲートキーパー養成研修・ゲートキーパーフォローアップ研修の参加者数(人)	293	400	保健所 地域保健課
自殺予防に関する講演会の参加者数(人)	311	350	



ゲートキーパー養成研修



市が発行するゲートキーパーに関する冊子



### 3 市民への周知啓発

自殺に追い込まれる危機は誰にでも起こり得ることでありますが、危機に陥った方の心情や背景は、理解されにくい現実があります。

そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合において、誰かに援助や支援を求めることを社会全体の共通認識となるよう、セーフコミュニティ自殺予防対策委員会とともに積極的に普及啓発を行います。

これにより自殺の背景にある問題に対する正しい理解を深め、自殺を考えている方のサインに早期に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて相談機関等につなぐなど、市民一人ひとりが自殺対策の担い手としての役割を果たし、希望や生きがいを持ち、健やかで心豊かに生きいきと暮らせるよう努めます。

(郡山市自殺対策基本条例 第9条、第10条、第12条)

#### (1) こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及

こころの健康づくりの正しい知識やストレス対処法、相談窓口について市の広報による啓発やリーフレットの作成・配布等を通じて普及啓発を行います。

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【人権啓発活動推進事業】 すべての方の人権が尊重され、互いに共存できる社会の実現のために、人権意識の高揚を推進します。	●	●	●	●	●	●	市民部 男女共同参画課
【男女共同参画推進事業】 市民の男女共同参画に対する理解や関心を高め、男女平等の意識づくりを推進します。	●	●	●	●	●	●	
【精神保健福祉事業】(再掲) こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療のため、健康相談や講演会を行い、正しい知識の普及啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【特定感染症検査等対策事業】 性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康相談等を行います。	●	●	●		●		
【難病患者等地域支援対策推進事業】 難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	●	●	●				

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
【自殺対策推進事業】 自殺予防に係る各種の調査研究を行うとともに、自殺予防に関する理解及び関心を高めるため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間において啓発活動を推進します。また、年間を通して、リーフレットや相談先カードにより普及啓発を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【児童虐待防止啓発事業】 児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、普及啓発を行います。	●	●	●				こども部 こども支援課
【母子健康教育事業】 児童、生徒が生命の大切さを実感できるよう、発達段階に応じた思春期保健に関する普及啓発を行います。	●	●			●	●	

**数値目標**

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
市民こころの健康講座、統合失調症家族教室、ひきこもり家族教室の参加者数（人）	215	250	保健所 地域保健課
保健師による電話・来所相談、訪問件数（人）	3,352	3,400	
特定感染症検査（H I V・梅毒・肝炎・風しん抗体）受検者数（人）	1,314	1,360	
健康教育（街頭キャンペーン・思春期・出前講座）受講者数（人）	1,617	1,700	



相談機関が書かれたカード  
を公共施設等に配置

(2) メディアを活用した周知啓発活動

講演会やイベントに来られない市民の方へもこころの健康づくりや相談窓口などの情報提供ができるよう積極的に、市のウェブサイト等を活用した周知啓発を行います。

具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
<b>【ウェブ等情報発信事業】</b> <b>【こおりやまインフォメーション事業】</b> <b>【メディア広報事業】</b> 市ウェブサイト、広報こおりやま等による、自殺対策に係る相談窓口などの情報発信を行います。	●	●	●	●	●	●	政策開発部 広聴広報課



<自殺予防に関する講演会>

## 4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことが必要です。

一人で孤立する前に、地域とつながり、支援者とつながることができるよう、また、生きがいを持ち、社会で自ら役割が果たせるようにすることが重要です。

そのため、居場所づくり、生きがいづくりを支援し、様々な分野において「生きることの促進要因への支援」につながるよう推進していきます。

さらに、自殺未遂者及び自殺のおそれがある方については、自殺を図ることのないよう、精神科医、精神保健福祉士等による相談機会の提供や講演会等を通じ、支援します。

また、自死遺族又は自殺未遂者の親族等への支援については、遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し心理的影響が緩和されるよう、自死遺族の会の案内や相談会の実施などにより、支援の強化を図ります。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第13条、第14条、第15条)

### (1) 居場所・生きがいづくり

孤立のリスクを抱える方を対象とした居場所・生きがいづくりの提供と周知を図ります。

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済 ・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
【多文化共生推進事業】 外国人住民等の利便性の向上や交流人口の増加を図るため、多様な言語での情報提供を行うとともに、安全安心な環境づくりを推進します。	●	●		●		●	文化スポーツ部 国際政策課
【手話通訳及び要約筆記事業】 手話・要約筆記の普及を図るとともに、聴覚障がい者の日常生活及び社会生活における意思疎通手段を確保します。	●	●	●	●		●	保健福祉部 障がい福祉課
【介護予防・生活支援サービス事業】 高齢者の自立支援・重度化防止のため、要支援者等にホームヘルプサービスやデイサービスを提供します。	●	●	●				保健福祉部 地域包括ケア推進課
【一般介護予防事業】 継続的に市民の通いの場を支援し、地域づくりを推進します。	●	●	●				



取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】 児童の健全育成を推進するため、放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。		●	●			●	こども部 こども未来課
【地域子ども教室事業】 地域住民の協力を得ながら、子どもたちに、勉強・スポーツ・文化活動等の場を提供し、放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます。		●	●			●	
【こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業】（再掲） ニコニコこども館において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	●	●	●				こども部 こども支援課
【中央公民館の定期講座開催事業】 【地区・地域公民館の定期講座等開催事業】 生きがいづくりとして、市民へ多様な学習機会の提供を図るため、各種講座を開催します。		●	●				生涯学習課 教育総務部 中央公民館
【地域のびのび子育て支援事業】 少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、地域住民とのふれあいの場を提供します。	●	●	●				教育総務部 中央公民館
【勤労青少年ホーム事業】 生きがいづくりのため、勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図るため、教養講座を開催します。		●	●				教育総務部 勤労青少年ホーム

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
放課後児童クラブ等のエリア充足率（%）	75.9	100	こども未来課
ニコニコこども館での各種事業参加者数（人）（再掲）	84,203	90,000	こども支援課
中央公民館の定期講座受講者数（人）	984	1,200	中央公民館
勤労青少年ホームの教養講座受講者数（人）	960	1,100	勤労青少年 ホーム

## (2) 相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援

心身等の悩みを抱えた方が相談を受けられるよう、相談体制の充実を図ります。

また、多重債務者の中には、病気や事業不振、離婚など複雑かつ深刻な問題を抱え自殺のハイリスクにある方が少なくありません。多重債務の解決に向け、関係機関との連携を図り支援します。

### ア こころとからだに関する支援

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【在宅医療・介護連携推進事業】 医療と介護の連携を図り、在宅医療・介護連携に関する高齢者の支援にあたる専門職の方のための相談窓口を設置するなどの支援を行います。	●	●	●				保健福祉部 地域包括ケア推進課
【認知症総合支援事業】 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置・認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	●	●	●				
【自殺対策推進事業】 自殺防止を図るため、自殺予防に関する知識の普及啓発、相談体制の強化、うつ病家族教室、アルコール家族教室、統合失調症家族教室等を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【難病患者等地域支援対策推進事業】（再掲） 難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	●	●	●				
【精神保健福祉事業】（再掲） こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、健康相談や講演会を行います。	●	●	●	●	●	●	
【生活習慣病対策事業】 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、適正な食習慣や運動の推進、受動喫煙の防止に向けた相談等や普及啓発を行います。	●		●	●			
【健康増進事業】 市民の健康の保持増進を図るため、健康教育、相談等を実施し、生涯にわたる健康づくりを支援します。また、がんの予防及び早期発見を目的に各種がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を行います。	●		●	●			



取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済 ・ 生活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【特定感染症検査等対策事業】（再掲） 性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やH I V・梅毒抗体検査、健康相談等を行います。	●	●	●		●		保健福祉部保健所 地域保健課
【保健所駅前健康相談センター運営事業】 市民の健康の保持増進を図るため、郡山駅前健康相談センターで健康相談や保健指導、エイズ相談やH I V・梅毒抗体検査を行います。	●	●	●	●	●	●	

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
認知症カフェの参加者数（人）	1,388	1,900 (2020年度)	地域包括ケア 推進課
市民こころの健康講座、うつ病家族教室の参加者数 （人）（再掲）	100	150	保健所 地域保健課
臨床心理士による来所相談件数（人）	51	55	
精神科医、精神保健福祉士等による電話・来所相談件数 （件）（再掲）	278	300	
各種がん検診等受診者数(特定健診・後期高齢者健診除 く)（人）	108,929	119,917	
特定感染症検査（H I V・梅毒・肝炎・風しん抗体）受 検及び相談者数（人）（再掲）	1,314	1,360	



## イ 生活・経済・仕事に関する包括的な支援

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【多様な働き方支援事業】 フリーター、ニートと呼ばれる若年無業者及び59歳までの就労困難者の社会参加と生活基盤の安定を図るため、相談窓口設置や面談、就職準備講座、就労体験等を行います。		●	●	●			政策開発部 雇用政策課
【市民相談事業】 生活上の様々な相談に応じ、問題の解決に向けて適切な情報提供及び助言を行います。		●	●	●	●	●	市民部 市民・NPO活動推進課
【消費者行政推進事業】 なりすまし詐欺やインターネットトラブル、多重債務等、消費者の相談内容が複雑化していることから、相談体制の一層の強化と消費者への啓発を行います。		●	●	●			市民部 セーフコミュニティ課
【生活困窮者自立支援事業】 生活困窮者等、様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部 保健福祉総務課
【障がい者相談支援事業】 障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談・助言を行います。また、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言等を行います。		●	●	●			保健福祉部 障がい福祉課
【精神障がい者相談支援事業】 精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談、指導や助言を行います。		●	●	●			保健福祉部保健所 地域保健課
【中小企業融資制度事業】 中小企業者の経営の安定等を図るため、中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営します。また、災害対策資金融資の借受者に対し利子を助成します。			●	●			産業観光部 産業政策課
【商工業指導事業】 商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援します。			●	●			

## 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
生活上の様々な無料法律相談件数（件）	481	480	市民・NPO 活動推進課
消費生活相談件数(多重債務相談件数を含む)（人）	1,969	2,000	セーフコミュニ ニティ課
障がい者相談件数（件）	20,561	22,000	障がい福祉課
精神障がい者相談件数（件）	7,209	7,300	保健所 地域保健課

## (3) 妊産婦・子育てをしている保護者等への支援の充実

全国の妊産婦の死因の1位は自殺で、現在深刻な問題となっています。原因は産後うつ、育児のストレスなどが関係しています。妊産婦や子育てをしている保護者等への支援の充実を図ります。

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業】（再掲） ニコニコこども館において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	●	●	●				こども部 こども支援課
【母子自立支援事業】 母子家庭等の母親等の自立を促進するため、就業相談やハローワークと連携した就業活動支援を行います。		●	●	●			
【母子保健推進活動事業】 安心して子どもを生み、育てることができる環境をつくるため、育児不安を軽減するための教室の開催やマタニティストラップの配布等を行います。	●	●	●				
【地域子育て支援センター事業】 地域子育て支援センターにおいて、子育てに関する不安感を軽減するため、相談及び親子のふれあいや情報交換の場所を提供します。	●	●	●				
【養育支援訪問事業】 出産後6か月以内の家庭における母親の育児や家事の負担を軽減し、心身の健康と安心して子育てできる環境整備を図るため、ホームヘルパーの派遣を行うほか、育児支援が必要な家庭に助産師や保健師等を派遣し、育児不安の解消、助言・指導を行います。	●	●	●				

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済 ・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
【産後ケア事業】 妊娠期から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を退院し心身ともに不安定になりやすい時期にショートステイ・デイケアを行います。	●	●	●				こども部 こども支援課
【子育て世代包括支援センター事業】 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、専門コーディネーターを配置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行います。	●	●	●				
【幼稚園・保育所等児童カウンセリング事業】 発達障がい児等の保護者や保育士の悩みや不安の解消を図るため、臨床心理士が助言と指導を行います。	●	●	●	●			こども部 こども育成課
【地域のびのび子育て支援事業】（再掲） 少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、地域住民とのふれあいの場を提供します。	●	●	●				教育総務部 中央公民館

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
子育て支援センター事業利用者数（人）	40,525	50,000	こども支援課
子育てに関して不安感や負担を感じる人の割合（未就学児）（%）	12.7 (2013年度)	10.0	
子育てに関して身近な相談相手がいる人の割合（未就学児）（%）	98.5 (2013年度)	100	

#### (4) 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により精神的負担を抱えている方への支援

市民の置かれた状況やその変化に柔軟に対応しながら、自殺対策を始めとする各種施策と連携しつつ、被災者支援を中長期的に実施します。

##### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
<b>【長期避難者等支援事業】</b> 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、本市に避難した方々が故郷に帰還できる日まで、行政サービス提供等の支援を行います。また、本市から自主避難している方々の帰還・自立のための支援を行います。	●	●	●	●		●	総務部 総務法務課
<b>【郡山市震災後子どものケアプロジェクト事業】</b> 子どもの明るく健やかな成長を促す環境整備を図るため、子どもや保護者等に対して、メンタルヘルスケアに関する相談会や、子どもの遊びと運動に関する実技講習会等を開催します。	●	●	●				こども部 こども未来課

##### 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
本市からの避難終了者数（人）	1,964	2,400	総務法務課

## 5 子どものSOS・若者の生きることの包括的な支援

自殺者数は、全国的に減少傾向にあるものの、本市の10歳代から30歳代の死因の1位は自殺であり、若い世代への自殺対策が課題となります。生きる不安を抱える若者の置かれている状況に応じた支援が大切です。

「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標として、SOSの出し方に関する教育を進め、心の健康の保持に係る教育を推進するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携し支援します。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

### (1) SOSの出し方に関する教育の実施

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【子どもの薬物乱用防止教室実施事業】 薬物乱用の低年齢化を防止するため、薬物に対する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を行います。	●	●	●			●	保健福祉部保健所 総務課
【いじめ防止等啓発事業】 児童生徒の人権意識を高め、いじめのない環境づくりを推進するため、リーフレット等による啓発を行います。	●	●	●			●	学校教育部 学校教育推進課
【教育研修事業】（再掲） 学校の課題解決や教職員の資質向上のため、校内研修を行います。				●		●	学校教育部 教育研修センター
【スクールカウンセラー配置事業】 いじめや不登校等の課題、児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー（管理者、監督者）を配置します。		●				●	学校教育部 総合教育支援センター
【適応指導事業】 子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。		●				●	

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
市内の小・中学校で実施している子どもの薬物乱用防止教室受講者数（小・中・高等）（人）	3,900	2,000	保健所総務課
市単独スクールカウンセラー配置校1校あたりの相談件数（件）	179	200	総合教育支援センター

(2) SOSの出し方に関する教育を推進するための連携の強化

具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
<p>【少年サポートチーム推進事業】</p> <p>学校だけでは解決が困難な問題行動等、生徒指導上の問題に対して、関係機関が連携した少年サポートチーム代表者会を活用し、児童生徒の諸問題の解決や健全育成を行います。また、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめ防止対策を総合的に推進します。</p>	●	●	●			●	<p>学校教育部 学校教育推進課</p>





### (3) 若者の不安や悩みの解消への支援

若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向があるとされています。

また、思春期から精神的問題を抱えたり、ひきこもりや自傷行為を繰り返し、さらに虐待を受けた経験などにより深刻な生きづらさを抱える方、中途退学等により学校卒業後社会とのつながりが切れてしまう方など、それぞれが抱える立場は様々であり、状況に合った支援が必要となります。

本市では、若者の置かれている状況や特性に応じた支援ができるよう関係機関と連携・協力します。

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【自殺対策推進事業】 自殺防止を図るため、若者の支援活動を行う民間団体との連携を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課
【街頭補導活動事業】 青少年の非行防止と健全な環境づくりのため、街頭補導活動や環境浄化活動等を行います。		●	●			●	こども部 こども未来課



## ◇ 4つの重点施策

自殺統計（警察庁）による、本市の平成23年から27年の5年間（平成28年は本市の原因・動機別分類のカテゴリーに5人未満があるため非公開）の自殺者において、67人は「経済・生活問題」、34人は「勤務問題」が原因です。

また、この5年間の自殺者337人のうち、70歳以上が62人、29歳以下の若者が51人となっています。

このような本市の特徴から喫緊の課題を絞り込み、「勤務・経営問題に対する自殺対策の推進」、「高齢者支援の充実」、「生活困窮者支援の充実」、「子ども・若者支援の充実」の4つを重点施策として取り組みます。

### 1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進

勤務・経営の問題は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるよう、職場での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割が重要です。

また、勤務問題では、政府の「働き方改革実行計画」による長時間労働の是正が図られていくことが期待されることから、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のための対策を推進します。

さらに、職場においては、健康経営に関する取り組みとして、人間関係等に起因するメンタルヘルス、そのほかワーク・ライフ・バランス、ハラスメント対策を実施するとともに、心身の健康への把握・支援と家庭や余暇の過ごし方等について、周知啓発等に取り組みます。

（郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条、第16条）

#### (1) 勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化

##### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【介護資格取得支援事業】 慢性的に人材が不足している介護分野への人材を確保するため、介護資格取得費用の助成を行います。			●	●			政策開発部 雇用政策課
【多様な働き方支援事業】（再掲） フリーター、ニートと呼ばれる若年無業者及び59歳までの就労困難者の社会参加と生活基盤の安定を図るため、相談窓口設置や面談、就職準備講座、就労体験等を行います。		●	●	●			

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済 ・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
【障がい者就労支援事業】 就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を通して就労支援を行います。			●	●			保健福祉部 障がい福祉課
【母子自立支援事業】（再掲） 母子家庭等の母親等の自立を促進するため、就業相談やハローワークと連携した就業活動支援を行います。		●	●	●			こども部 こども支援課
【中小企業融資制度事業】（再掲） 中小企業者の経営の安定等を図るため、中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営します。また、災害対策資金融資の借受者に対し利子を助成します。			●	●			産業観光部 産業政策課
【商工業指導事業】（再掲） 商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援します。			●	●			

## (2) 勤務・経営問題についての周知啓発活動の強化

### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済 ・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
【労働情報発信事業】 市内企業への就職・定着を図るため、事業所や労働者、市内企業への就職希望者に対して、労働に関する様々な情報を発信します。			●	●			政策開発部 雇用政策課

## 2 高齢者支援の充実

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図る必要があります。

そのためには、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが大切です。

地域の実情に合わせ、行政・民間事業所のサービス、民間団体の支援等を適切に活用し、生きることの包括的支援としての施策の推進を図ります。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

### (1) 高齢者の包括的な支援のための連携の推進

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【包括的支援事業】 介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、基幹型地域包括支援センター及び地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	●	●	●		●		保健福祉部 地域包括ケア推進課

### (2) 地域における介護が必要な高齢者の支援

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【生活支援体制整備事業】(再掲) 高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要な多様な生活支援・介護予防サービスを整備します。	●	●	●				保健福祉部 地域包括ケア推進課

### (3) 高齢者の健康不安に対する支援

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【認知症高齢者家族支援事業】 高齢者の安全を確保するため、位置情報検索機器の貸し出しや、緊急連絡先等が確認できるQRコードの配付を行うとともにSOS見守りネットワークの運営を行います。	●	●	●				保健福祉部 地域包括ケア推進課
【高齢者日常生活支援事業】 高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続するため、日常生活の支援を行います。	●	●	●				
【配食サービス活用事業】 食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の確認を行うため、配食サービスを行います。	●	●	●				

#### 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
配食サービス活用事業利用者数(人)	566	1,040 (2020年度)	地域包括ケア 推進課
認知症高齢者SOS見守りネットワーク連絡会参加団体数(団体)	95	150	

### (4) 高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の防止

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【老人クラブ育成事業】 高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動を支援します。	●		●				保健福祉部 健康長寿課
【高齢者の生きがいと健康づくり事業】 高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展を開催します。	●		●				

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家庭	③ 経済・ 生活	④ 勤務	⑤ 男女	⑥ 学校	
<b>【長寿社会対策推進事業】</b> 豊かな長寿社会の構築と地域社会への参加を促進するため、60歳以上を対象とした「あさかの学園大学」の運営を行います。また、豊かな長寿社会を進めるため「いきいきふれあいの集い」を開催します。	●		●				保健福祉部 健康長寿課
<b>【いきいきデイクラブ事業】</b> 在宅高齢者の介護予防や閉じこもり防止、社会的孤立感の解消を図るため、地域交流センターなどで趣味や創作活動を行います。	●		●				保健福祉部 地域包括ケア推進課
<b>【中央公民館の定期講座開催事業】</b> （再掲） <b>【地区・地域公民館の定期講座等開催事業】</b> （再掲） 生きがいづくりとして、市民へ多様な学習機会の提供を図るため、各種講座を開催します。		●	●				教育総務部 生涯学習課  中央公民館

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
いきいきデイクラブ登録実利用者数（人）	367	475 (2020年度)	地域包括ケア 推進課
中央公民館の定期講座受講者数（人）（再掲）	984	1,200	中央公民館



### 3 生活困窮者支援の充実

生活困窮者には経済的な困窮にとどまらず、虐待やひきこもり、依存症などの多様な課題から、自殺のリスクを抱えている方が少なくありません。

本市においては、関係機関等と連携し、相談窓口を設ける等、生活困窮者に対する自立支援や労働、経済的その他包括的な支援を行います。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第11条、第12条)

#### (1) 生活困窮に陥った方への「生きることの包括的な支援」の強化

##### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【多様な働き方支援事業】（再掲） フリーター、ニートと呼ばれる若年無業者及び59歳までの就労困難者の社会参加と生活基盤の安定を図るため、相談窓口設置や面談、就職準備講座、就労体験等を行います。		●	●	●			政策開発部 雇用政策課
【包括的支援体制構築事業】 「ダブルケア(子育てと介護)」や「8050問題(高齢の親と無職の子が同居する世帯)」など、対応困難な課題を解決するため、「相談支援包括化推進員」を配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	●	●	●		●		保健福祉部 保健福祉総務課
【生活困窮者自立支援事業】（再掲） 生活困窮者等、様々な悩みを抱えている方の自立の促進を図るため、関係機関と連携して支援を行います。	●	●	●	●	●	●	
【被保護者健康管理支援事業】 生活保護受給者の健康診断を推進し、要指導者等へ健康指導等を行います。	●	●					保健福祉部 生活支援課
【被保護者就労支援事業】 ハローワークと連携して、生活保護受給者等に対し、ワンストップ型の就労支援を行います。			●	●			
【奨学資金給与事業】 教育の機会均等を図るため、経済的理由により高等学校への修学が困難な生徒に奨学資金を給与します。		●	●			●	学校教育部 学校教育推進課



## 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
就労した方又は収入が増加した方の数(人)	29	204	保健福祉総務課
生活保護受給者の健康診断受診率(%)	8.4	10.0	生活支援課
ハローワークコーナー設置に伴う生活保護受給者等就労者数(人)	44	50	

## (2) 支援につながっていない方を早期に支援へつなぐための取り組み

## 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される 自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【市民相談事業】(再掲) 生活上の様々な相談に応じ、問題の解決に向けて適切な情報提供及び助言を行います。	●	●	●	●	●	●	市民部 市民・NPO活動推進課
【自殺対策推進事業】(再掲) 自殺予防に関する理解を深め、悩みを抱えた方のサインに早期に気づき、対応できるよう、民生委員・児童委員、保護司、健康づくり推進員、認知症地域支援推進員、手話通訳者等様々な分野に携わる方に対し、ゲートキーパー養成研修や自殺予防に関する講演会を実施します。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課

## 数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
生活上の様々な無料法律相談件数(件)(再掲)	481	480	市民・NPO 活動推進課
ゲートキーパー養成研修・ゲートキーパーフォローアップ研修の参加者数(人)(再掲)	293	400	保健所
自殺予防に関する講演会の参加者数(人)(再掲)	311	350	地域保健課

## 4 子ども・若者支援の充実

本市において若者の自殺者数が減らない状況を踏まえ、子ども・若者への支援として、児童生徒、学生、10歳代から30歳代の自殺対策を進める必要があります。それぞれのライフスタイルや生活の場に応じた対応が求められます。特に、学校等の教育機関で、児童生徒や学生が心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援を行います。

また、いじめ防止やいじめの早期発見のため、ICTを活用した相談窓口の周知を図るとともに、ICTの使用によるトラブル等が起こらないよう啓発に努めます。

(郡山市自殺対策基本条例 第10条、第12条)

### (1) 子ども・若者の居場所づくりの推進

#### 具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【生活困窮者自立支援事業】 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者に対して進学助言を実施します。		●	●			●	保健福祉部 保健福祉総務課
【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】（再掲） 児童の健全育成を推進するため、放課後、就労等により保護者のいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。		●	●			●	こども部 こども未来課
【地域子ども教室事業】（再掲） 地域住民の協力を得ながら、子どもたちに、勉強・スポーツ・文化活動等の場を提供し、放課後の児童の安全で健やかな居場所づくりに取り組みます。		●	●			●	こども部 こども支援課
【こども総合支援センター「ニコニコこども館」事業】（再掲） ニコニコこども館において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士子ども同士の交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	●	●	●				こども部 こども支援課
【中央公民館の定期講座開催事業】（再掲） 【地区・地域公民館の定期講座等開催事業】（再掲） 生きがいくくりとして、市民へ多様な学習機会の提供を図るため、各種講座を開催します。		●	●				教育総務部 生涯学習課 中央公民館
【地域のびのび子育て支援事業】（再掲） 少子化・核家族化等で孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行うとともに、地域住民とのふれあいの場を提供します。	●	●	●				教育総務部 中央公民館

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 家 庭	③ 経 済 ・ 生 活	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【勤労青少年ホーム事業】（再掲） 生きがいづくりのため、勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図るため、教養講座を開催します。		●	●				教育総務部 勤労青少年ホーム

数値目標

目標項目	現況値 (2017年度)	目標値 (2025年度)	担当課
放課後児童クラブ等のエリア充足率（%）（再掲）	75.9	100	こども未来課
ニコニコこども館での各種事業参加者数（人）（再掲）	84,203	90,000	こども支援課
中央公民館の定期講座受講者数（人）（再掲）	984	1,200	中央公民館
勤労青少年ホームの教養講座受講者数（人）（再掲）	960	1,100	勤労青少年ホーム

(2) ICTを活用した子ども・若者支援の推進

具体的な取り組み

取り組み事業・内容	効果が期待される自殺の原因・動機						推進部局 担当課
	① 健康	② 経 済 ・ 家 庭 ・ 生 活	③ 家 庭	④ 勤 務	⑤ 男 女	⑥ 学 校	
【ウェブ等情報発信事業】（再掲） 【こおりやまインフォメーション事業】（再掲） 【メディア広報事業】（再掲） 市ウェブサイト、広報こおりやま等による、自殺対策に係る相談窓口などの情報発信を行います。	●	●	●	●	●	●	政策開発部 広聴広報課
【自殺対策推進事業】 自殺防止を図るため、関係機関等の適切な相談窓口の周知を行います。	●	●	●	●	●	●	保健福祉部保健所 地域保健課

## 第4章 自殺対策の推進体制

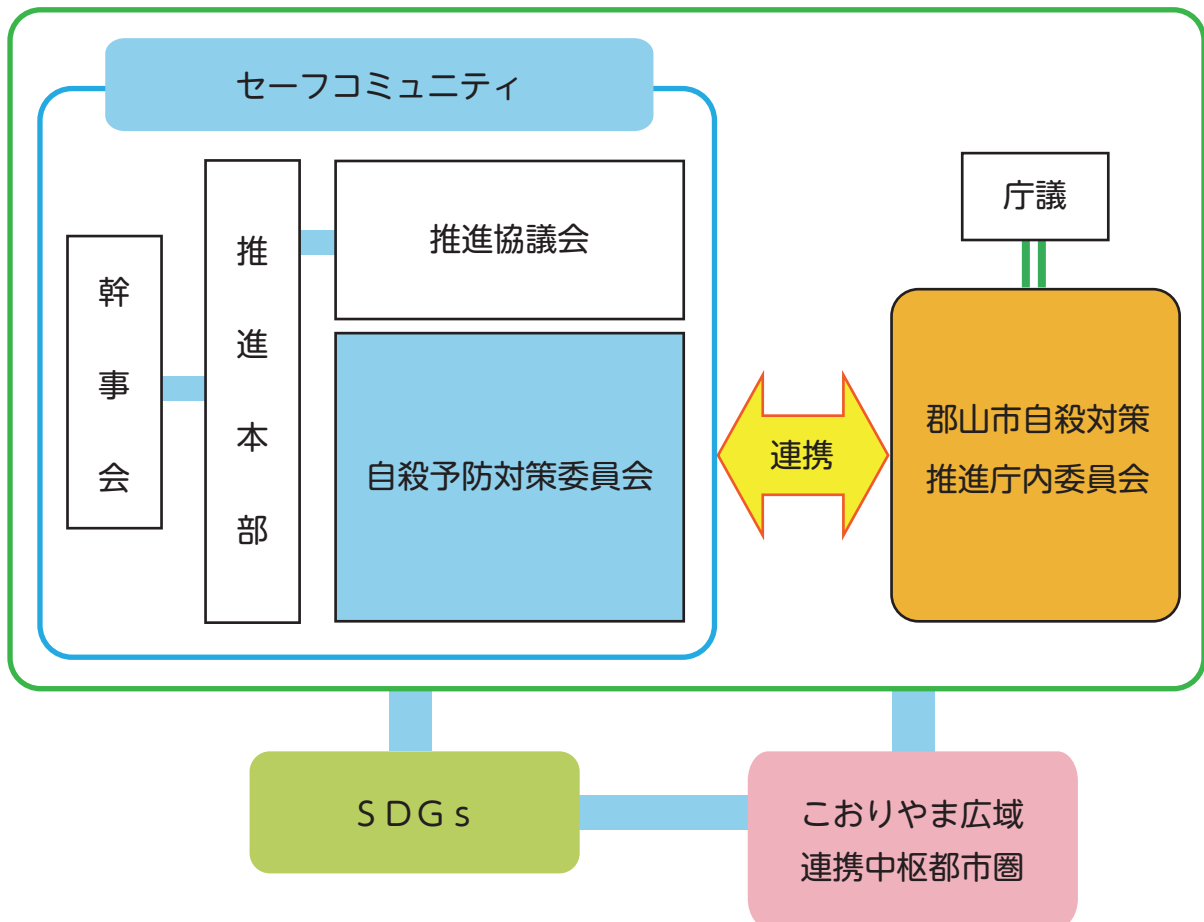
本市においては、2014（平成26）年11月、安全・安心のまちづくりを推進するセーフコミュニティの取組宣言以降、セーフコミュニティ自殺予防対策委員会を設置し、市民、地域団体、企業の連携のもと、自殺対策を進めています。

また、2018（平成30）年5月に「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の推進や、自殺対策計画の策定及び見直しに関して協議する「郡山市自殺対策推進庁内委員会」を設置しました。

今後は、自殺対策が円滑に進み、保健、医療、福祉、教育、労働その他の各方面から自殺対策が進められるよう、「郡山市自殺対策推進庁内委員会」と「セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」が連携を図り、自殺対策に全市的に取り組みます。

さらに、「誰一人取り残さない」というSDGs（エスディーズ）の基本理念のもと自殺対策について推進するとともに、2018（平成30）年9月に「こおりやま広域連携中枢都市宣言」を行ったことから、圏域全体で取り組みます。

<推進体制の体系図>

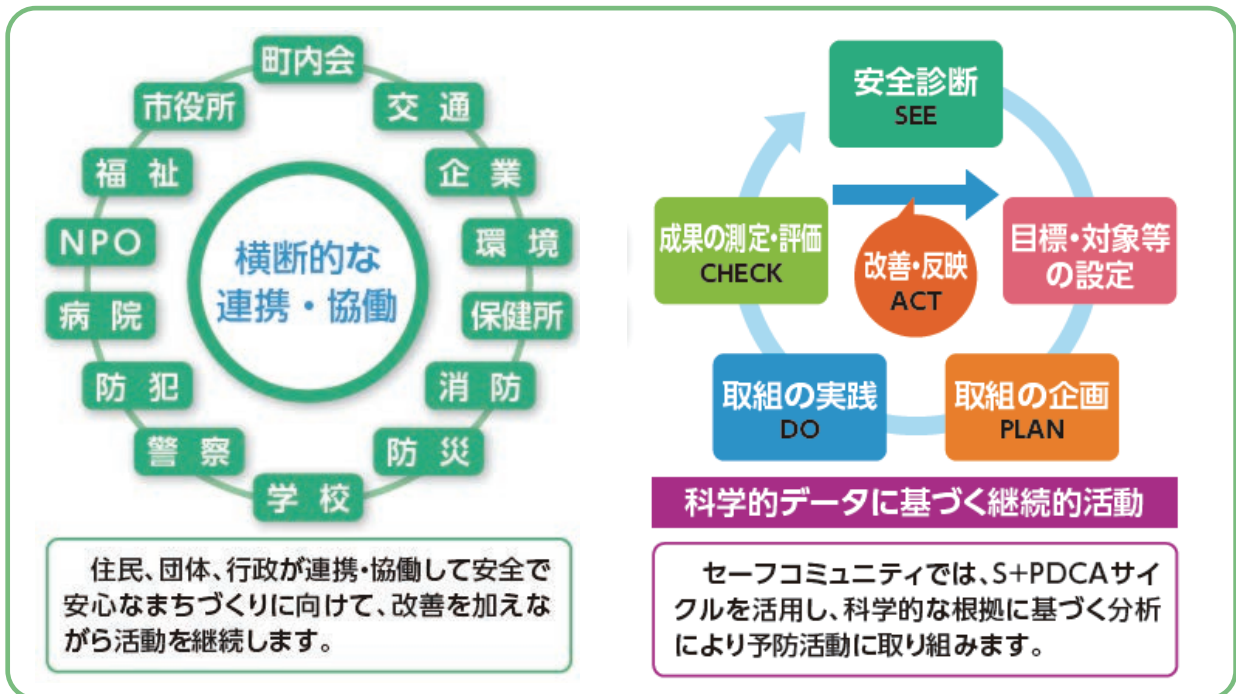


**セーフコミュニティ活動**

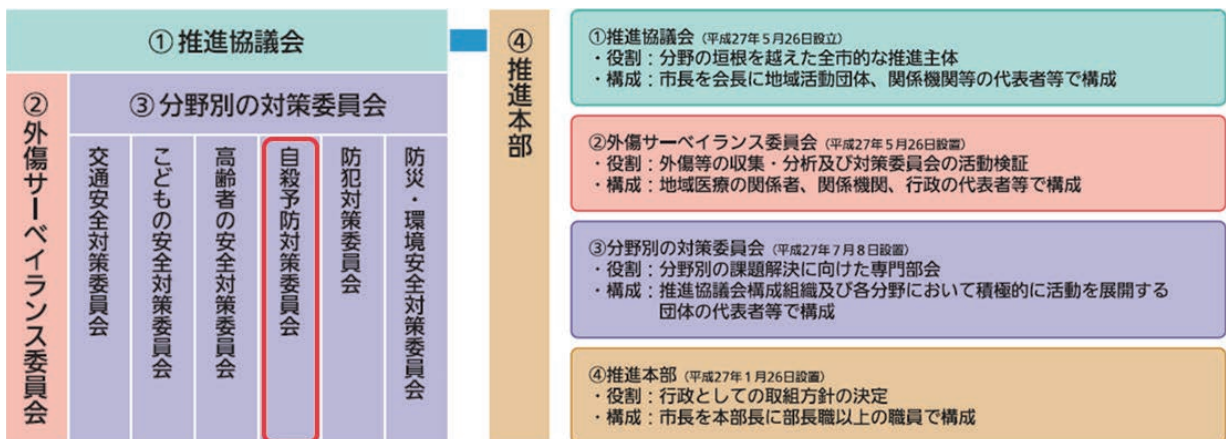
セーフコミュニティとは、「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防できる」という理念のもと、地域で活動する団体や市民、関係機関、行政などの「協働」により、けがや事故の予防に取り組んでいる地域（自治体）のことを言い、WHO（世界保健機関）が推奨し、国際セーフコミュニティ認証センターが認証する世界的な取り組みです。

本市は、2018(平成30)年2月にセーフコミュニティ国際認証を取得し、セーフコミュニティを本市施策の中心的概念として、協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、地区・地域においてもセーフコミュニティ活動の輪を拡げ、より安全で安心なまち“こおりやま”を目指します。

**<セーフコミュニティの活動>**



**<セーフコミュニティの組織>**





<セーフコミュニティ自殺予防対策委員会の活動>



広報こおりやまに自殺予防の特集記事を掲載



パネル展示の掲示物を作成



協議の様子



「自殺予防街頭キャンペーン」を実施

「セーフコミュニティ自殺予防対策委員会」は、多様な分野からなる委員が、安全・安心なまちづくりの実現のため、自殺予防について協議を行っています。

本市の自殺に関するデータの分析などから重点課題をあげ、自殺の現状と自殺予防について多くの方々に関心を持っていただくため「広報誌への自殺予防の特集記事の掲載」や「自殺予防街頭キャンペーンの実施」「自殺の現状を伝えるパネル展示」などに取り組んでいます。

持続可能な開発のための2030アジェンダ <sup>エスディージーズ</sup> SDGsの反映

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発のために達成すべき目標) は、2015(平成27)年9月の国連サミットで全会一致で採択された、2016年から2030年までを期限とする国際目標であり、17のゴールとそれぞれの下に、より具体的な169のターゲットがあります。

全ての関係者の役割を重視し、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指して、地域における経済・社会・環境など、自殺対策を含めた広範な課題に取り組みます。

<SDGs (持続可能な開発目標)>



<自殺対策に関連する目標>









## 資料

- ・自殺対策基本法（平成十八年六月二十一日法律第八十五号）
- ・郡山市自殺対策基本条例
- ・郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱
- ・郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

## 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

### 第一章 総 則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

#### **(事業主の責務)**

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **(国民の責務)**

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

#### **(国民の理解の増進)**

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

#### **(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)**

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

#### **(関係者の連携協力)**

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

#### **(名誉及び生活の平穏への配慮)**

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

#### **(法制上の措置等)**

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### **(年次報告)**

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。



## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

### (自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

### (都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### (都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

### (調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

### (人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

### (心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっ



ては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

#### **（医療提供体制の整備）**

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺発生回避のための体制の整備等）**

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺未遂者等の支援）**

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（自殺者の親族等の支援）**

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

#### **（民間団体の活動の支援）**

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

## **第四章 自殺総合対策会議等**

#### **（設置及び所掌事務）**

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

**(会議の組織等)**

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**(必要な組織の整備)**

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

**附 則 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄**

**(施行期日)**

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

**(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)**

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

**(政令への委任)**

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄**

**(施行期日)**

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日

郡山市条例第 36 号

### 目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 推進体制（第 17 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### （基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的

な問題として認識し、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されなければならない。

#### **(市の責務)**

- 第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。
- 2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。
  - 3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。
  - 4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。
  - 5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

#### **(事業主の責務)**

- 第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### **(学校等教育機関の責務)**

- 第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。
- 2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。
  - 3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。



4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

#### **(市民の責務)**

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

#### **(議会及び議員の責務)**

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

#### **(名誉及び心情並びに生活の平穩への配慮)**

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穩に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

## **第2章 基本的施策**

#### **(調査研究の推進等)**

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

#### **(市民の理解の増進)**

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **(人材の確保等)**

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

#### **(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)**

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

#### **(医療提供の体制整備)**

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

#### **(自殺未遂者等への支援)**

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

**(自死遺族等への支援)**

第 15 条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

**(民間団体等への支援等)**

第 16 条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

**第 3 章 推進体制****(計画の策定)**

第 17 条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

**(推進組織の設置)**

第 18 条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

**(財政上の措置等)**

第 19 条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

**(報告及び公表)**

第 20 条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

**第 4 章 雑則****(条例の見直し)**

第 21 条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条の目的の達成状況を評価した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

**(委任)**

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。



## 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

### (設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には保健所次長、副会長には地域保健課長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所地域保健課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	職員厚生課長
政策開発部	雇用政策課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	男女共同参画課長
	国民健康保険課長
	国保税収納課長
	セーフコミュニティ課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
こども部	こども未来課長
	こども支援課長
	こども育成課長
産業観光部	産業政策課長
建設交通部	住宅政策課長
教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
上下水道局	お客様サービス課長

## 郡山市セーフコミュニティ推進協議会会則

### (名称)

第1条 郡山市セーフコミュニティ推進協議会（以下「本会」という。）を本会の名称とする。

### (目的)

第2条 本会は、セーフコミュニティ活動に必要な事項を協議し、情報の共有、活動の連携を図り、地域活動団体、関係機関、行政等（以下「団体等」という。）の協働による安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) セーフコミュニティ活動の推進に関する会議
- (2) セーフコミュニティ活動の検証及び評価
- (3) 団体等の連絡調整
- (4) セーフコミュニティの普及啓発
- (5) その他セーフコミュニティの推進に必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、別表第1に掲げる者（以下「会員」という。）をもって組織する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

### (役員を選任)

第6条 会長は、郡山市長の職にある者とする。

2 副会長は、会員の互選とする。

### (役員職務)

第7条 会長は、本会を代表するとともに会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときにはその職務を代理する。

### (アドバイザー)

第8条 本会にセーフコミュニティの推進に必要な事項を調査及び研究するため、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、会長が委嘱する。

3 アドバイザーは、第9条、第11条、第13条のそれぞれに規定する会議に出席して意見を述べるることができる。

### (会議)

第9条 会議は、会長が招集し、議長は、会員の中から選出する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に会員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

**(対策委員会)**

第 10 条 本会に分野別の取り組みを行うため、別表第 2 左欄に掲げる対策委員会を置き、その庶務は同表右欄に掲げる郡山市の各課等において処理する。

- (1) 対策委員会は、団体等の中から会長が指名する者をもって組織する。
- (2) 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- (3) 委員長は、対策委員会を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(対策委員会の会議)**

第 11 条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、対策委員会で行った調査等の経過及び結果について会長及び第 12 条に規定する外傷サーベイランス委員会に報告するものとする。

**(外傷サーベイランス委員会)**

第 12 条 本会に外傷等の発生動向及び予防活動について調査、審議、評価等を行うための外傷サーベイランス委員会（以下「サーベイランス委員会」という。）を置き、その庶務は郡山市市民部セーフコミュニティ課において処理する。

- (1) サーベイランス委員会は、次の各号のいずれかに該当する者から会長が指名する者をもって組織する。
  - ア 地域医療の関係者
  - イ 学識経験者
  - ウ 団体等の会員又は職員
- (2) サーベイランス委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- (3) 委員長は、サーベイランス委員会を総理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(サーベイランス委員会の会議)**

第 13 条 サーベイランス委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

**(事務局)**

第 14 条 本会の庶務を処理するため、事務局を郡山市市民部セーフコミュニティ課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(会計)**

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

**(経費の負担)**

第 16 条 本会の運営に要する経費は、郡山市負担金をもって充てる。

**(財務に関する事項)**

第 17 条 本会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**(その他)**

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

本会則は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

**附 則**

本会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

本会則は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

**別表第 1 (第 4 条関係)**

郡山市セーフコミュニティ推進協議会会員	
1 一般社団法人郡山医師会	30 郡山市建築行政協力会
2 一般社団法人郡山歯科医師会	31 社会福祉法人郡山市社会福祉協議会
3 一般社団法人郡山薬剤師会	32 福島さくら農業協同組合郡山地区本部
4 郡山市自治会連合会	33 郡山商工会議所
5 郡山市消防団	34 郡山地区商工会広域協議会
6 郡山市民生児童委員協議会連合会	35 一般社団法人郡山労働基準協会
7 郡山市自主防災連絡会	36 特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク
8 郡山地区保護司会	37 郡山郵便局
9 郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	38 郡山労働基準監督署
10 郡山市地域包括支援センター連絡協議会	39 郡山警察署
11 郡山市老人クラブ連合会	40 郡山北警察署
12 郡山市PTA連合会	41 郡山地方広域消防組合
13 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会	42 郡山市
14 郡山市体育協会	43 郡山市教育委員会
15 郡山市スポーツレクリエーション協会	
16 郡山市婦人団体協議会	
17 郡山市青少年健全育成推進協議会	
18 郡山市子ども会育成連絡協議会	
19 特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会	
20 郡山市民間認可保育所連絡会	
21 郡山市認可保育所長会	
22 郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会	
23 郡山地区交通安全協会	
24 郡山北地区交通安全協会	
25 郡山市交通安全母の会	
26 郡山市安全で安心なまちづくり推進協議会	
27 郡山地区防犯協会連合会	
28 郡山北地区防犯協会連合会	
29 郡山市障がい者自立支援協議会	

別表第1（第4条関係）

対策委員会	庶務
交通安全対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
こどもの安全対策委員会	郡山市こども部こども未来課
高齢者の安全対策委員会	郡山市保健福祉部地域包括ケア推進課
自殺予防対策委員会	郡山市保健所地域保健課
防犯対策委員会	郡山市市民部セーフコミュニティ課
防災・環境安全対策委員会	郡山市総務部防災危機管理課







ひとりで悩まず  
相談しませんか？

# 相談機関の御案内



郡山市保健所地域保健課 **こころの健康に関する相談** 電話 **024-924-2163**  
(月～金 8:30～17:15)

相談内容	相談窓口・相談機関	電話番号	担当等	相談受付時間
こころ・ 精神保健福祉相談	こころの健康及びアルコールやギャンブル等の依存に関する問題の相談 精神障がい者の医療・社会復帰等に関する相談	保健所地域保健課	024-924-2163	精神科医 月2回金曜日 予約制 臨床心理士 月3回月曜日 予約制
			024-924-5560	精神保健福祉士 水 9:00～16:00 (祝日を除く)
	◎精神科医師、臨床心理士による「こころの健康相談」は要予約	駅前健康相談センター	024-983-7715	火～日 10:00～19:00
		精神保健福祉センター	024-535-3556	月～金 8:30～17:15
		こころの健康相談ダイヤル	0570-064-556	月～金 9:00～17:00
	こころの病・不安・孤独・生きているのがつらい等のさまざまな悩み相談	福島いのちの電話	024-536-4343	毎日 10:00～22:00 毎月第3土 10:00～翌日10:00
	東京自殺防止センター	03-5286-9090	毎日 20:00～翌朝6:00 火 17:00～翌朝6:00	
夜間休日の精神科救急受診相談	福島県精神科救急情報センター	0570-783-147	毎日 8:30～22:00	
医療	医療に関する相談	保健所総務課	024-924-3043	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00
障がい	障がい者110番 (障がい者の日常生活での心配や悩み・困りごと等の相談)	福島県障がい者社会参加推進センター	024-563-5110	月～金 8:30～17:00
	主に精神障がいに関する福祉サービス等の相談	コンサル	024-945-1100	月～金 8:30～17:15
		コスモスクラブ	024-962-1220	月～土 8:30～17:15
	主に知的障がいに関する福祉サービス等の相談	郡山市障害者福祉センター	024-934-5811	月～金 8:30～17:15
		ふっとわーく	024-941-0570	月～金 8:30～17:15
	主に身体障がいに関する福祉サービス等の相談	オフィスIL	024-934-0118	月～金 8:30～17:15
主に障がい児に関する福祉サービス等の相談	ecco (エッコ)	024-937-2195	月～金 8:30～17:15	
生活	生活の困りごとの相談	市民相談センター	024-924-2155	月～金 8:30～17:15
	失業や病気等で生活に困った方の相談	保健福祉総務課	024-924-3822	
労働	働く人の健康相談	郡山地域産業保健センター	024-924-1280	月～金 9:00～16:00
		こころの耳電話相談	0120-565-455	月・火 17:00～22:00 土・日 10:00～16:00
犯罪・暴力	ストーカー等性に絡んだ相談	性犯罪被害110番	0120-503-732	
	暴力に関する相談	暴力追放運動推進センター	0120-528-930	月～金 9:00～17:00
	犯罪等による被害の未然防止に関する相談	警察安全相談室	024-525-3311	月～金 9:00～17:00
消費生活	悪徳商法等の消費者トラブルの相談、多重債務に伴う債務整理に関する情報提供	福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539	月～金 10:00～16:00
	◎多重債務無料法律相談 (要予約)	郡山市消費生活センター	024-921-0333	月～金 8:30～17:15
法律	借金、相続、夫婦間の問題等、法的トラブルと思われる相談・窓口照会	日本司法支援センター 法テラス「サポートダイヤル」	0570-078-374	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
人権	人権全般に関すること	福島地方法務局郡山支局「人権相談」	024-962-4500	月～金 8:30～17:15
遺族相談	自死遺族の相談・わかち合い	グリーンサポートリンク (全国自死遺族総合支援センター)	03-3261-4350	木 11:00～19:00 (祝日を除く)
		福島れんげの会	024-563-7121	直接ご確認ください
	震災遺族の相談	死別・離別の悲しみ相談ダイヤル	0120-556-338	日 10:00～20:00 毎月11日 10:00～0:00
若者	若者の就労に関する相談	こおりやま若者サポートステーション	024-954-3890	火～土 10:00～17:00
	ひきこもりに関する相談	福島県ひきこもり支援センター	024-546-0006	火～土 9:30～17:30
高齢者	介護保険なんでもダイヤル	介護保険課	0120-65-3736	
	介護認定を受けていない高齢者に関する相談	健康長寿課	024-924-2401	月～金 8:30～17:15
	高齢者虐待・認知症等に関する相談	地域包括ケア推進課	024-924-3561	
女性子ども	子育てや家庭生活・女性が抱える相談 (虐待・DV含)	こども家庭相談センター	024-924-3341	8:30～18:00 (第3土曜日とその翌日、年末年始を除く)
		こども支援課	024-924-3691	
	子どものあらゆる相談 (18歳未満)	県中児童相談所	024-935-0611	月～金 8:30～17:15

## 郡山市いのち支える行動計画

～誰一人自殺に追い込まれることのないまち こおりやまを目指して～

発行 郡山市

編集 保健福祉部保健所地域保健課

〒963-8024 福島県郡山市朝日二丁目15番1号

TEL 024-924-2163 FAX 024-934-2960

E-mail : tiikihoken@city.koriyama.lg.jp





郡山市イメージキャラクター がくとくんの妹  
がくとくん おんぷちゃん  
—— 東北のウィーン ——

# 楽都郡山

UD  
FONT  
by MORISAWA



この印刷物は、環境にやさしいFSC® 認証紙と植物油インキ、見やすいユニバーサルデザインフォントを使用しています。紙ヘリサイクル可。

a WHO initiative